

平成25年度

# 履修の手引

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科

## 目 次

長崎大学大学院学則	1
長崎大学学位規則	19
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程	35
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科学位審査規程	87
研究指導の委託に関する申し合わせ	107
長崎大学長期履修規程	108
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における長期履修に関する内規	110
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科に所属する学生が海外渡航する際の申し合わせ	111
諸手続等一覧	112
共同利用施設	
医学部共同利用研究センター（生体分子解析支援部門）	113
医学部共同利用研究センター（細胞機能解析支援部門）	115
医学部・生物災害防止共同実験施設	116
医学部・中央電子顕微鏡室	119
医学部・情報処理共同実験室	121
情報メディア基盤センター・坂本地区端局	122
先端生命科学研究支援センター・アイソトープ実験施設	123
先端生命科学研究支援センター・動物実験施設	124
先端生命科学研究支援センター・遺伝子実験施設	126
産学官連携戦略本部・先端科学支援室薬学部本部	127
産学官連携戦略本部・先端科学支援室医学部分室	129
附属図書館医学分館	130

# 長崎大学大学院学則

# 長崎大学大学院学則

平成16年4月1日  
学則第2号

## 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 教育課程等（第7条の2—第17条の2）

第3章 課程の修了要件及び学位の授与（第18条—第22条）

第4章 入学、転学、休学、退学、再入学等（第23条—第37条）

第5章 除籍、表彰及び懲戒（第38条）

第6章 検定料、入学料及び授業料（第39条—第41条）

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生、特別の課程及び外国人留学生（第42条—第46条）

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得（第47条）

第9章 雑則（第48条—第50条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 長崎大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人、並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し、もって広く人類に貢献することを目的とする。

2 本学大学院の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については、この学則の定めるところによる。

#### （教育研究上の目的の公表等）

第1条の2 各研究科は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程に定め、公表するものとする。

#### （課程）

第2条 本学大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科、専攻、課程及び収容定員)

第3条 研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	
教育学研究科	教科実践専攻	修士課程	
	教職実践専攻	専門職学位課程	
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期2年の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期3年の課程	
工学研究科	総合工学専攻	前期2年の課程	博士課程
	生産システム工学専攻	後期3年の課程	
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻, 環境共生政策学専攻,	前期2年の課程	博士課程
	環境保全設計学専攻		
	環境海洋資源学専攻	後期3年の課程	
	海洋フィールド生命科学専攻	博士課程	
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻, 保健学専攻	修士課程	
	医療科学専攻, 新興感染症病態制御	博士課程	
	学系専攻, 放射線医療科学専攻		
	生命薬科学専攻	前期2年の課程	博士課程
	後期3年の課程		
国際健康開発研究科	国際健康開発専攻	修士課程	

2 経済学研究科、工学研究科（グリーンシステム創成科学専攻を除く。）、水産・環境科学総合研究科（海洋フィールド生命科学専攻を除く。）及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

3 教育学研究科教職実践専攻は、専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条に規定する教職大学院の課程とする。

4 研究科の収容定員は、別表第1のとおりとする。

(講座)

第4条 前条第1項に掲げる研究科に、講座等を置く。

2 前項の講座等は、別に定める。

(標準修業年限)

第5条 教育学研究科修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上（教職実践専攻にあっては教育上）の必要があると認められる場合は、学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができるものとする。

2 前項の場合において、1年以上2年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導（教職実践専攻にあっては授業）を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

3 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び国際健康開発研究科の修士課程の標準修業年限は2年とし、医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻の修士課程の標準修業年限は1年とする。

4 経済学研究科，工学研究科，水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし，博士前期課程の標準修業年限は2年，博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

5 医歯薬学総合研究科医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程の標準修業年限は，4年とする。

（在学期間）

第6条 本学大学院における在学期間は，前条に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

（学年，学期及び休業日）

第7条 本学大学院の学年，学期及び休業日は，長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「本学学則」という。）第7条から第9条までの規定を準用する。

## 第2章 教育課程等

（教育課程の編成方針）

第7条の2 各研究科（教育学研究科教職実践専攻を除く。）は，当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

2 前項の教育課程の編成に当たっては，各研究科は，専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに，当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教育学研究科教職実践専攻は，その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

（博士課程教育リーディングプログラム）

第7条の3 本学大学院に，専門分野の枠を超え俯瞰力と独創力を備え，広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する教育を行う博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

2 前項の博士課程教育リーディングプログラムの名称並びに実施する研究科及び専攻は、次の表のとおりとする。

名称	研究科	専攻
熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム	医歯薬学総合研究科	新興感染症病態制御学系専攻

3 博士課程教育リーディングプログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第8条 各研究科（教育学研究科教職実践専攻を除く。）における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 前項の授業については、本学学則第32条の規定を準用する。

3 教育学研究科教職実践専攻における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、教育学研究科は、同専攻の目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。

4 前項の授業については、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる場合に限り、本学学則第32条第2項の規定を準用することができる。

第8条の2 前条の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。

2 前条の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要があるときは、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する准教授、専任の講師又は助教が担当することができる。

(単位の計算方法)

第9条 本学大学院における単位の計算方法については、本学学則第33条の規定を準用する。

(履修方法等)

第10条 各研究科における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、各研究科において定めるものとする。

(履修科目の選定)

第11条 履修する授業科目の選定は、指導教授の指示に従うものとする。

(考查及び単位の授与)

第12条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考查を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考查は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

第13条 授業科目の成績は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科が教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところによ

り、授業科目の成績を異なる評語で表すことができる。

3 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

(教育方法の特例)

第14条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第14条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の3 各研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の研究科等における履修等)

第15条 第11条に規定する履修科目の選定に当たって指導教授が教育上必要と認めるときは、所属研究科の教授会の議を経て、他の専攻又は研究科の授業科目を指定して、履修させることができる。

2 前項に規定する他の研究科の授業科目の履修については、あらかじめ当該他研究科と協議の上、実施するものとする。

3 前2項の規定により履修した授業科目の修得単位は、各研究科の定めるところにより、第18条、第19条又は第20条に規定する単位とすることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条の2 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各研究科において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定に基づき学生が履修した授業科目について修得した単位は、10単位(教育学研究科教職実践専攻にあっては、修了要件として定める単位数の2分の1)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、第16条の規定により外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)



第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし、教育学研究科教職実践専攻にあっては、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合については、準用しない。

（入学前の既修得単位の認定）

第15条の3 学生が本学大学院に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- (1) 大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位
- (2) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科教職実践専攻にあっては、第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、前条第2項及び第3項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数及び第20条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

（留学及び長期にわたる教育課程の履修）

第16条 本学大学院の学生の留学及び長期にわたる教育課程の履修については、本学学則第24条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第39条中「第4条に規定する修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、同条中「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

（他の大学院等における研究指導）

第17条 所属研究科の教授会において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上学生が、当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項に規定する研究指導が外国において行われる場合は、これを留学として取り扱い、その期間は第18条、第19条又は第20条に規定する在学期間に算入する。

（履修科目の登録の上限）

第17条の2 教育学研究科教職実践専攻は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

第3章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第18条 教育学研究科及び医歯薬学総合研究科保健学専攻の修士課程並びに博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻の修士課程の修了の要件は、当該課程に1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

3 国際健康開発研究科の修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

第18条の2 前条第1項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する博士課程の博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の博士前期課程及び博士後期課程を通じて一貫した人材養成上の目的を有する研究科規程に定める学生の履修上の区分において、当該目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第1項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、経済学研究科にあつては24単位以上を、工学研究科生産システム工学専攻及び水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻にあつては15単位以上を、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻にあつては16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。)については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。))を減じた期間とする。」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

3 次の各号の一に該当する者については、第1項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(1) 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程（第5条第1項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした教育学研究科教科実践専攻及び医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻の修士課程を含む。）を修了した者

(2) 専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程（第5条第1項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を含む。）を修了した者

（工学研究科グリーンシステム創成科学専攻等の博士課程の修了要件）

第20条 工学研究科グリーンシステム創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

（教職大学院の課程の修了要件）

第20条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、45単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。ただし、研究科において必要と認めるときは、在学期間及び修了要件単位に加え、修了の要件を課することができる。

2 教育学研究科教授会において教育上有益であると認めるときは、教職大学院の課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

（教職大学院の課程における在学期間の短縮）

第20条の3 教育学研究科教授会において第15条の3第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院の課程に少なくとも

1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第21条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長が課程の修了を認定し、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士課程（医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。）において、第18条第1項又は第18条の2に規定する修士課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長が修士の学位を授与することができる。

第22条 前条の学位の授与に関し必要な事項については、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号）の定めるところによる。

第4章 入学、転学、休学、退学、再入学等

(入学の時期)

第23条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第24条 修士課程（医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻を除く。）、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻に入学することのできる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、医師の免許（外国における医師の免許を含む。）取得後2年以上の臨床経験を有する者又は

これに相当する能力を有すると研究科が認めた者とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

（博士後期課程の入学資格）

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（工学研究科グリーンシステム創成科学専攻等の博士課程の入学資格）

第26条 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満

たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
  - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (9) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学(医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。以下この条において同じ。)を卒業した者
  - (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
  - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
  - (6) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (7) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 3 前2項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

(入学志願の手続)

第27条 入学志願者は、所定の手続により願い出なければならない。

(選抜試験)

第28条 入学志願者に対しては、長崎大学入学者選抜規則(平成16年規則第16号)の定めるところにより、選抜試験を行う。

(合格者の決定)

第29条 前条の選抜による合格者の決定は、各研究科教授会の議を経て、学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第30条 第28条に規定する入学者選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者の入学の手續及び入学の許可については、本学学則第18条及び第19条の規定を準用する。

(転入学等)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者が、転入学又は転科を願い出たときは、学期の始めに限り、選考の上、許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの
- (2) 他の研究科に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転科を志望するもの
- (3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者（第24条から第26条に規定する入学資格を有する者に限る。）で転入学を志望するもの
- (4) 国際連合大学の課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの

2 前項により転入学又は転科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認定は、所属研究科の教授会が決定する。

3 前2項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

第32条 前条第1項による転入学願又は転科願は、所属の学長又は研究科長の紹介状を添えて、志願する研究科長に提出するものとする。

第33条 本学大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教授を経て、研究科長に転学願を提出するものとする。

2 学長は、所属研究科の教授会の議により、転学の事由が適当であると認めるときは、その転学を許可する。

3 前2項の規定は、他の研究科に転科を志望する場合にこれを準用する。

(休学)

第34条 休学に関しては、本学学則第21条から第23条までの規定を準用する。

2 休学期間は、通算して、標準修業年限を超えることができない。

(退学)

第35条 退学に関しては、本学学則第25条の規定を準用する。

(再入学)

第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては2年以内に、博士後期課程にあつては3年以内に、工学研究科グリーン創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程にあつては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程にあつては4年以内に、再入学を願い出た場合に限る。

(進学)

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程(経済学研究科、工学研究科生産システム工学専攻、水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻にあっては、博士後期課程)に進学を志願する者については、各研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第5章 除籍、表彰及び懲戒

(除籍、表彰及び懲戒)

第38条 除籍、表彰及び懲戒に関しては、本学学則第28条、第49条及び第50条の規定を準用する。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料等の額及びその徴収方法等)

第39条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程(平成16年規程第92号)の定めるところによる。

(料金の返還)

第40条 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該料金の相当額(第2号の場合にあっては後期分の授業料相当額、第3号の場合にあっては退学した翌月以降の授業料相当額をいう。)を返還するものとする。

- (1) 入学を許可されるときに前期分又は前期分及び後期分の授業料を納入した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し、授業料の返還を申し出たとき。
- (2) 前期分の授業料納入の際に後期分の授業料を併せて納入した者が、後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。
- (3) 授業料を納入した研究生が、在学期間の中で退学し、授業料の返還を申し出たとき。

第41条 入学料の免除及び徴収猶予、授業料の納期並びに授業料の免除及び徴収猶予並びに休学、退学、転学等に係る授業料については、本学学則第53条から第58条までの規定を準用する。

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生、特別の課程及び外国人留学生

(科目等履修生)

第42条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(研究生)

第43条 本学大学院において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は、別に定める。



(特別聴講学生)

第44条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 5 既納の授業料は、返還しない。
- 6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

(特別研究学生)

第45条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

- 2 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別研究学生に係る授業料については、研究生と同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別研究学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間特別研究学生交流協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 5 既納の授業料は、返還しない。
- 6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別研究学生の負担とする。

(特別の課程)

第45条の2 学長は、本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 本学大学院の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人留学生として本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 各研究科の専攻において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免

許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を取得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

### 第9章 雑則

（補則）

第48条 この学則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科長が学長の承認を得て、定めることができる。

第49条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

第50条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」、「学部長」を「研究科長」と、それぞれ読み替えるものとする。

### 附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 長崎大学大学院学則（昭和41年学則第1号）は、廃止する。
- 3 平成16年3月31日現在大学院に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、旧長崎大学大学院学則は、この学則の施行後も、なおその効力を有する。

）

略

）

### 附 則（平成24年2月24日学則第2号）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成24年度及び平成25年度については、次のとおりとする。

#### (1) 平成24年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	20	32				
	医療科学専攻			62	248		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学専攻			8	32		
	生命薬科学専攻	36	72	10	46		

	小計	68	116	100	406		
合計		371	722	135	527	20	40

(2) 平成25年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	20	40				
	医療科学専攻			62	248		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学専攻			8	32		
	生命薬科学専攻	36	72	10	38		
	小計	68	124	100	398		
合計		371	730	135	503	20	40

3 研究科の収容定員は、改正後の別表第1合計の項の規定にかかわらず、平成26年度については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
合計		371	730	135	505	20	40

4 医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の修士課程は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該修士課程に在学する学生が当該修士課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。ただし、改正前の別表第1の規定は、適用しない。

附 則（平成24年9月21日学則第3号）

この学則は、平成24年9月21日から施行する。

附 則（平成25年2月22日学則第1号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	教科実践専攻	18	36				
	教職実践専攻					20	40
	小計	18	36			20	40
経済学研究科	経済経営政策専攻	15	30				
	経営意思決定専攻			3	9		
	小計	15	30	3	9		
工学研究科	総合工学専攻	200	400				
	生産システム工学専攻			10	30		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	25		
	小計	200	400	15	55		
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	35	70				
	環境共生政策学専攻	8	16				
	環境保全設計学専攻	17	34				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	25		
	小計	60	120	17	61		
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	20	40				
	医療科学専攻			62	248		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学専攻			8	32		
	生命薬科学専攻	36	72	10	30		
	小計	68	124	100	390		
国際健康開発研究科	国際健康開発専攻	10	20				
	小計	10	20				
合計		371	730	135	515	20	40

別表第2

研究科	専攻	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
教育学研究科	教科実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	（国語，社会，数学，音楽，美術，保健体育，技術，家庭）
		高等学校教諭専修免許状	（国語，地理歴史，公民，数学，音楽，美術，書道，保健体育，家庭，工業）
	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語）
		高等学校教諭専修免許状	（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，家庭，情報，工業，英語）
		特別支援学校教諭専修免許状	（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）
経済学研究科	経済経営政策専攻	高等学校教諭専修免許状	（商業）
工学研究科	総合工学専攻	高等学校教諭専修免許状	（工業）
水産・環境科学 総合研究科	水産学専攻	高等学校教諭専修免許状	（水産）

# 長崎大学学位規則

# 長崎大学学位規則

平成16年4月1日  
規則第11号

## (目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項の規定に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

### (学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

### (修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、博士課程（医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。）において、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第18条第1項又は第18条の2に規定する修了要件を満たした者にも授与することができる。

### (博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、前項に定めるもののほか、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経ない者が、本学に学位論文（以下「論文」という。）を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があることを、試問により確認された場合にも授与することができる。

### (専門職学位の授与の要件)

第5条の2 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

### (論文の提出)

第6条 本学大学院修士課程又は博士前期課程の学生は、論文審査願に論文（研究科の教授会（以下「研究科教授会」という。）が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。）、論文目録及び論文内容の要旨各2通を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないとききは、提出を省略することができる。

2 本学大学院の博士課程又は博士後期課程の学生は、論文審査願に論文、論文目録及び論文内容の要旨各3通を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

3 第4条第2項の規定により、修士の学位を申請しようとする者は、論文審査願に論文（研究科教授会が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。）、論文目録及び

論文内容の要旨各2通を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないとき、提出を省略することができる。

- 4 第5条第2項の規定により、論文を提出して学位を申請しようとする者は、学位申請書に論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書各3通を添え、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。
- 5 前項の論文には、参考として他の論文を添付することができる。
- 6 学長は、審査のため必要があるときは、論文（大学院修士課程又は博士前期課程にあつては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることができる。
- 7 受理した論文は、返還しない。
- 8 第4項に規定する学位申請に当たっては、審査手数料5万7千円を納付しなければならない。ただし、本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に論文を提出した場合には、審査手数料を免除する。
- 9 既納の審査手数料は、返還しない。
- 10 第1項から第4項の論文等の提出時期は、各研究科において定めるものとする。

（論文審査並びに最終試験又は試験及び試問）

第7条 学長は、論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

第8条 研究科教授会は、構成員のうちから論文の審査委員（以下「審査委員」という。）を選出して、論文の審査並びに本学大学院の学生については最終試験を、第5条第2項の規定による者については試験及び試問を行う。

- 2 審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として当該研究科の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の審査委員とすることができる。
- 4 研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。
- 5 研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第9条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により、行うものとする。

- 2 第5条第2項の規定による者に対する試験は、前項の最終試験に準じて行い、試問は、口頭又は筆答により、博士課程又は博士後期課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学力を



有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。

- 3 前項の試験又は試問においては、外国語を課すものとし、当該外国語の種類は、研究科教授会の定めるところによる。
- 4 本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後4年以内に第5条第2項の規定により論文を提出したときは、前2項の試問を免除することができる。

第10条 本学大学院の学生の論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後、修士の論文については在学期間中に、博士の論文については原則として在学期間中に、これを終了するものとする。

- 2 第5条第2項の規定による者の論文の審査並びに試験及び試問は、論文を受理した後、1年以内に終了するものとする。

第11条 審査委員は、論文審査並びに最終試験又は試験及び試問を終了したときは、その結果の要旨を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

第12条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否又は論文審査の合否について議決する。

- 2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(審査結果の報告)

第13条 研究科長は、研究科教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、論文審査の要旨、最終試験又は試験及び試問の成績及び議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(博士論文研究基礎力審査)

第13条の2 第6条第1項及び第3項の規定にかかわらず、大学院学則第18条の2の規定により同条各号に規定する試験及び審査（以下「博士論文研究基礎力審査」という。）を行うこととする本学大学院の学生は、在学中に、研究科長を経て、学長に博士論文研究基礎力審査を願い出なければならない。

- 2 学長は、前項の規定による願い出があったときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

第13条の3 研究科教授会は、構成員のうちから博士論文研究基礎力審査を行う審査委員（以下「研究基礎力審査委員」という。）を選出して、博士論文研究基礎力審査を行う。

- 2 研究基礎力審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として当該研究科の教員で教授会構成員以外の者を前項の研究基礎力審査委員とすることができる。

- 4 研究科教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、第2項の研究基礎力審査委員に、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。
- 5 研究科教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- 6 本学大学院の学生の博士論文研究基礎力審査は、在学期間中にこれを終了するものとする。
- 7 研究基礎力審査委員は、博士論文研究基礎力審査を終了したときは、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

第13条の4 研究科教授会は、前条第7項の報告に基づき、課程修了の可否又は第4条第2項に規定する学位授与の可否について議決する。

- 2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(博士論文研究基礎力審査結果の報告)

第13条の5 研究科長は、研究科教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨並びに議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(課程修了の可否及び論文審査の合否)

第14条 学長は、第13条及び前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否及び論文審査の合否を決定するものとする。

(学士の学位の授与)

第15条 学長は、長崎大学学則(平成16年学則第1号)第45条及び第46条の規定により卒業した者に対し、学位記により学士の学位を授与するものとする。

(修士又は博士の学位の授与)

第15条の2 学長は、第14条の決定により、課程を修了した者、第4条第2項に規定する修士課程の修了要件を満たした者及び論文審査に合格した者に対し、学位記により修士又は博士の学位を授与するものとする。

- 2 学長は、第14条の決定により、学位を授与できない者に対し、その旨を通知するものとする。

(専門職学位の授与)

第15条の3 学長は、大学院学則第21条及び第22条の規定により専門職学位課程を修了した者に対し、学位記により専門職学位を授与するものとする。

(専攻分野の名称)

第16条 学長は、学位を授与するに当たっては、別表により専攻分野の名称を付記するものとする。

(博士の学位授与の報告及び論文要旨等の公表)

第17条 学長は、第15条第1項により博士の学位を授与したときは、研究科教授会に通知し、かつ、省令第12条の規定に基づき学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 第1項本文又は前項の規定により、論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

(学位の名称を使用する場合の条件)

第19条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「長崎大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第20条 本学において、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、学位の榮譽を汚辱する行為があったとき、又は第18条の規定による義務を怠ったときは、学長は、学士の学位については関係学部の教授会、修士又は博士の学位については関係の研究科教授会の議を経て、既に与えた学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の規定による議決を行う場合には、当該教授会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(諸様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第22条 この規則の実施に必要な細部については、研究科長又は学部長が学長の承認を得て、定めることができる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 長崎大学学位規則(昭和34年1月10日制定)は、廃止する。

- 3 平成16年3月31日現在本学に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、旧長崎大学学位規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 第5条第2項に規定する本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経ない者に対する博士の学位の授与は、同条第1項に規定する本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経た者に対する博士の学位が授与された後に行うものとする。

く

略

く

附 則（平成25年2月22日規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表

学位及び専攻分野の名称

1 学部

学部	学位及び専攻分野の名称
教育学部	学士（教育学）
経済学部	学士（経済学）
医学部	
医学科	学士（医学）
保健学科	学士（看護学），学士（保健学）
歯学部	学士（歯学）
薬学部	
薬学科	学士（薬学）
薬科学科	学士（薬科学）
工学部	学士（工学）
環境科学部	学士（環境科学）
水産学部	学士（水産学）

2 研究科

研究科	専攻	課程	学位及び専攻分野の名称
教育学研究科	教科実践専攻	修士課程	修士（教育学）
	教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士（専門職）
経済学研究科	経済経営政策専攻	博士前期課程	修士（経済学），修士（経営学）
	経営意思決定専攻	博士後期課程	博士（経営学）
工学研究科	総合工学専攻	博士前期課程	修士（工学）
	生産システム工学専攻	博士後期課程	博士（工学）
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	博士（工学）
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	博士前期課程	修士（学術），修士（水産学）
	環境共生政策学専攻 環境保全設計学専攻		修士（学術），修士（環境科学）
	環境海洋資源学専攻	博士後期課程	博士（学術），博士（水産学），博士（環境科学）
	海洋フィールド生命科学専攻	博士課程	博士（水産学），博士（環境科学），博士（海洋科学）
	医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	修士課程
保健学専攻	修士（看護学），修士（理学療法学），修士（作業療法学）		
医歯薬学総合研究科	医療科学専攻	博士課程	博士（学術），博士（医学），博士（歯学），博士（薬学）
	新興感染症病態制御学系専攻		博士（学術），博士（医学），博士（歯学），博士（薬学）
	放射線医療科学専攻		博士（学術），博士（医学），博士（歯学），博士（薬学）
	生命薬科学専攻	博士前期課程	修士（薬科学）
国際健康開発研究科	国際健康開発専攻	博士後期課程	博士（学術），博士（薬科学）
		修士課程	修士（公衆衛生学）

別記様式  
ア 第3条該当者

Nagasaki University	○第	号
This is to certify that	卒業証書・学位記	
《Full name》	氏 名	
has completed the prescribed requirements for	年	月 日 生
the course of study	本学〇〇学部所定の課程を修めたことを認める	
at the Faculty/School of 〇〇〇〇	長崎大学〇〇学部長 (氏 名) 印	
in attestation of the above	本学〇〇学部長の認定により本学を卒業したことを認	
the Bachelor of 〇〇〇〇	め, 学士(〇〇)の学位を授与する	
is hereby conferred	平成	年 月 日
Signature _____	長崎大学長	(氏 名) 印
《Name》 Dean Faculty/School of 〇〇〇〇 Nagasaki University	Signature _____ 《Name》 President Nagasaki University	
Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX	Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX	
Serial Number: XXXX	Serial Number: XXXX	
Date of Issue: XX XXX XXXX	Date of Issue: XX XXX XXXX	

注1 様式中の英文表記の学士の欄「the Bachelor of 〇〇〇〇」については、医学部医学科及び歯学部は「the Doctor of 〇〇〇〇」と表記する。

2 学位番号には、当該学部名の首字を付するものとする。

イ 第4条該当者

Nagasaki University on recommendation of the Graduate School of ○○○○ has conferred the degree of Master of ○○○○ upon 《Full name》 for having successfully completed all program requirements in the field of 《Department》	学位記 氏名 年 月 日生 修(○)第 号
本学大学院○○○研究科○○専攻の 士(○○)の学位を授与する	修士課程 博士前期課程 を修了したので修
Signature _____ 《Name》 President Nagasaki University	平成 年 月 日 長崎大学 印
Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX Serial Number : XXXX Date of Issue : XX XXX XXXX	

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認められた場合は、省略することができるものとする。

2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。



ウ 第4条第2項該当者

<p>Nagasaki University  on recommendation of the Graduate School of ○○○○  has conferred the degree of  Master of ○○○○  upon  《Full name》</p> <p>for having successfully completed  all program requirements  in the field of  《Department》</p> <p>Signature _____  《Name》  President  Nagasaki University</p> <p>Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX  Serial Number : XXXX  Date of Issue : XX XXX XXXX</p>	<p>修(○)第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日 生</p> <p>本学大学院○○○研究科○○○専攻において修士課程の修了要件を満たした  ので修士(○○)の学位を授与する</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>長崎大学 印</p>
---	---

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認められた場合は、省略することができるものとする。

2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

エ 第5条第1項該当者（博士課程教育リーダーディングプログラム修了者を除く。）

<p>Nagasaki University  on recommendation of the Graduate School of ○○○○  has conferred the degree of  Doctor of ○○○○  in  《Department》  upon  《Full name》  for having completed a research project executed under proper  instruction and having had a dissertation accepted after  appropriate assessment and successful defense</p>	<p>博 士 課 程  博 士 後 期 課 程</p>	<p>博 士 課 程  博 士 後 期 課 程</p>	<p>氏 名  年 月 日 生</p>	<p>博 士 課 程  博 士 後 期 課 程</p>	<p>号  において所定</p>
<p>Signature _____  《Name》  President  Nagasaki University</p>	<p>平成 年 月 日</p>	<p>博士課程  博士後期課程</p>	<p>氏 名  年 月 日 生</p>	<p>博 士 課 程  博 士 後 期 課 程</p>	<p>号  において所定</p>
<p>Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX  Serial Number : XXXX  Date of Issue : XX XXX XXXX</p>	<p>平成 年 月 日</p>	<p>博士課程  博士後期課程</p>	<p>氏 名  年 月 日 生</p>	<p>博 士 課 程  博 士 後 期 課 程</p>	<p>号  において所定</p>
<p>Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX  Serial Number : XXXX  Date of Issue : XX XXX XXXX</p>	<p>平成 年 月 日</p>	<p>博士課程  博士後期課程</p>	<p>氏 名  年 月 日 生</p>	<p>博 士 課 程  博 士 後 期 課 程</p>	<p>号  において所定</p>

注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認められた場合は、省略することができるものとする。

2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。

才 第5条第1項該当者（博士課程教育リーダーディングプログラム修了者）

Nagasaki University  
 on recommendation of the Graduate School of ○○○○  
 has conferred the degree of  
 Doctor of ○○○○

in  
 《Department》

upon

《Full name》

for having completed a research project executed under proper  
 instruction and having had a dissertation accepted after  
 appropriate assessment and successful defense  
 and in addition recognizes the completion of  
 □□□□□□ program

Signature \_\_\_\_\_

《Name》

President

Nagasaki University

Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX

Serial Number : XXXX

Date of Issue : XX XXX XXXX

博(○)甲第 号

学位記

氏 名

年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の 博士課程 において所定  
 の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士  
 (○○)の学位を授与する  
 本学□□□□□□プログラムを修了したことを証する

平成 年 月 日

長崎大学

印

- 注1 様式中の「専攻名」の記載については、研究科において必要がないと認められた場合は、省略することができるものとする。  
 2 学位番号には、当該研究科の首字を付するものとする。  
 3 □□□□□□には、博士課程教育リーダーディングプログラムにおける学位プログラムの名称を記入する。

力 第5条第2項該当者

Nagasaki University

The trustees of the University on the recommendation of  
the Graduate School of ○○○○  
and by virtue of the authority vested in them have conferred on

《Full name》

who has submitted a dissertation and passed the examinations  
required for the degree of

Doctor of ○○○○

with all the rights, privileges and honors pertaining thereto

Signature \_\_\_\_\_

《Name》

President

Nagasaki University

Recipient's Date of Birth : XX XXX XXXX

Serial Number : XXXX

Date of Issue : XX XXX XXXX

博(○)乙第 号

学位記

氏 名

年 月 日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士  
(○○)の学位を授与する

平成 年 月 日

長崎大学

印

注 学位番号には、当該論文の審査を行った研究科の首字を付するものとする。

キ 第5条の2該当者

修(専)第 号

学位記

Nagasaki University  
on recommendation of the Graduate School of Education

has conferred the degree of

氏 名  
年 月 日生

Master of Education (professional)

in

Teacher Training and Practice

本学大学院教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を修了したので  
教職修士(専門職)の学位を授与する

upon

《Full name》

for having successfully completed  
the professional degree program

平成 年 月 日

Signature

《Name》

President

Nagasaki University

長崎大学

印

Recipient's Date of Birth: XX XXX XXXX

Serial Number: M.ed. X

Date of Issue: XX XXX XXXX

# 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程

# 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程

平成16年4月1日

医歯薬学総合研究科規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）及び長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）の教育方法、課程の修了要件等の教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、医学、歯学及び薬学分野における教育研究内容の高度化及び学際化を図ることにより、高度の専門的知識と経験を有し、基礎研究、先端医療、創薬、保健行政、国際貢献等の各分野において課題探求能力を備えた研究者及び教育者を養成し、もって医療科学の発展に資することを目的とする。

(専攻、課程及び履修コース並びに専攻の目的)

第3条 研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。

専攻	課程	
熱帯医学専攻 保健学専攻	修士課程	
医療科学専攻 新興感染症病態制御学系専攻 放射線医療科学専攻	博士課程	
生命薬科学専攻	前期2年の課程	博士課程
	後期3年の課程	

- 2 保健学専攻の学生は、遺伝看護について高度の知識と実践能力を有する高度職業専門職者養成のためのカリキュラムを必修とする遺伝看護・遺伝カウンセリングコース、がん医療に携わる専門看護師養成のためのカリキュラムを必修とするがん看護専門看護師養成コース、地域がん医療に携わる看護師を養成するためのカリキュラムを必修とするがん看護地域貢献看護師養成コース、放射線医療に携わる専門看護師養成のためのカリキュラムを必修とする放射線看護専門看護師養成コース及び助産師養成のためのカリキュラムを必修とする助産師養成コースに所属することができる。
- 3 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の学生は、がん医療に携わる専門医養成のためのカリキュラムを必修とするがん専門医師・歯科医師養成コース及び地域がん医療に携わる医師等を養成するためのカリキュラムを必修とするがん地域貢献医師・歯科医師養成コースに所属することができる。
- 4 医療科学専攻の学生は、専門薬剤師養成のためのカリキュラムを必修とするがん専門薬剤師養成コース及び専門薬剤師養成コース並びに地域がん医療に携わる薬剤師を養成するためのカリキュラムを必修とするがん地域貢献薬剤師養成コース並びにコーディネーター養成コースに所属することができる。
- 5 新興感染症病態制御学系専攻の学生は、感染症研究者又は感染症専門医養成のためのカリキュラムを必修とする次のコースに所属することができる。
  - (1) 感染症研究者養成コース
  - (2) 感染症専門医養成コース

- 6 新興感染症病態制御学系専攻の学生は、学則第7条の3の規定により開設する熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラムにおける熱帯病・新興感染症制御分野の専門家及び専門医の育成のためのカリキュラムを必修とする熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースに選抜試験に合格することにより所属することができる。
- 7 生命薬科学専攻の前期2年の課程（以下「生命薬科学専攻博士前期課程」という。）に、特別コースを置く。
- 8 生命薬科学専攻の後期3年の課程（以下「生命薬科学専攻博士後期課程」という。）に、特別コースを置く。
- 9 各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。
  - (1) 熱帯医学専攻は、熱帯医学専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養し、国際性を持つ熱帯医学の高度専門職業人の育成を行うことを目的とする。
  - (2) 保健学専攻は、保健学専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養し、保健学の高度専門職業人の育成を行うことを目的とする。
  - (3) 医療科学専攻は、医療科学分野の研究者として自立して研究活動を行うこと及び疾患の本質・病態を科学的なロジックで理解することができる学識を養うことを目的とする。
  - (4) 新興感染症病態制御学系専攻は、感染症分野の研究者及び専門医として自立して研究活動を行うこと及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍することができる高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
  - (5) 放射線医療科学専攻は、放射線医療科学分野の研究者として自立して研究活動を行うこと及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍することができる高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
  - (6) 生命薬科学専攻博士前期課程は、生命薬科学専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、薬科学に関連する分野の基礎的素養を涵養し、高い国際性と倫理観を備えた創薬研究者及び高度専門職業人の育成を行うことを目的とする。
  - (7) 生命薬科学専攻博士後期課程は、生命薬科学研究者として自立して研究活動を行うこと及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍することができる高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（入学の時期）

第4条 学生の入学の時期は、学期の始めとする。

（教育方法等）

第5条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 医歯薬学総合研究科教授会（以下「教授会」という。）は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、学生ごとに主任指導教員及び副指導教員を定める。

（授業科目、単位数等）

第6条 研究科における授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。

2 研究科における授業科目、単位数等は、別表第1のとおりとする。

3 授業科目の授業は、原則として、前期及び後期にそれぞれ開設する。

（熱帯医学専攻の最低修得単位数）



第7条 熱帯医学専攻における最低修得単位数は、別表第2に定めるとおりとする。

(保健学専攻の最低修得単位数)

第8条 保健学専攻における最低修得単位数は、別表第3に定めるとおりとする。

(医療科学専攻等の最低修得単位数)

第9条 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻（各専攻のがん専門医師・歯科医師養成コース、がん地域貢献医師・歯科医師養成コース、がん専門薬剤師養成コース、専門薬剤師養成コース、がん地域貢献薬剤師養成コース、コーディネーター養成コース、感染症研究者養成コース、感染症専門医養成コース及び熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースを除く。）における最低修得単位数は、別表第4に定めるとおりとし、がん専門医師・歯科医師養成コース及びがん地域貢献医師・歯科医師養成コースの最低修得単位数は別表第5に、がん専門薬剤師養成コース、がん地域貢献薬剤師養成コース、専門薬剤師養成コース及びコーディネーター養成コースの最低修得単位数は別表第6に、感染症研究者養成コース、感染症専門医養成コース及び熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースの最低修得単位数は別表第7に定めるとおりとする。

(生命薬科学専攻博士前期課程の最低修得単位数)

第10条 生命薬科学専攻博士前期課程における最低修得単位数は、別表第8に定めるとおりとする。

(生命薬科学専攻博士後期課程の最低修得単位数)

第11条 生命薬科学専攻博士後期課程における最低修得単位数は、別表第9に定めるとおりとする。

(指導教員による履修指導等)

第12条 学生は、履修する授業科目の選定に当たっては、主任指導教員による履修指導を受けなければならない。

2 学生は、学位論文の作成に当たっては、主任指導教員による必要な研究指導を受けなければならない。

(履修の手続)

第13条 学生は、在学中に履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修計画表により、主任指導教員の承認を得て、登録しなければならない。

2 学生の授業科目の履修に関する手続については、別に定める。

(考査及び単位の授与)

第14条 授業科目を履修した学生に対しては、考査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

3 授業科目の成績は、AA、A、B、C及びDの評語をもって表し、AA、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(試験)

第15条 試験は、授業科目の筆記試験、口頭試験又は研究報告とし、授業が終了する学期末に行う。

2 学生が、病気、忌引、事故その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった場合には、願い出により追試験を行うことがある。

3 試験の結果、不合格となった学生については、再試験を行うことがある。

(他の研究科及び大学院における履修等)

第16条 学則第15条及び第15条の2の規定により学生が履修した授業科目及び修得した単位は、保健学専攻の修士課程にあつては2単位を、医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程にあつては10単位を、生命薬科学専攻博士前期課程及び生命薬科学専攻博士後期課程にあつては両課程を併せて10単位（うち生命薬科学専攻博士後期課程は4単位以内）を限度とし

て、第7条から第11条までに規定する修得すべき授業科目及び単位として認定する。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条の2 学則第15条の3の規定により、学生が入学前に履修した授業科目及び修得した単位は、10単位を限度として第7条から第11条までに規定する修得すべき授業科目及び単位として認定することができる。

2 前項の認定方法については、教授会が別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 学則第17条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等(外国の大学院等を含む。)において、必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、生命薬科学専攻博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(転入学及び再入学等)

第18条 学則第31条第1項及び第36条の規定により、転入学、転科、転専攻又は再入学を願い出た者の選考は、教授会において行う。

2 前項の選考方法については、教授会が別に定める。

(進学)

第19条 学則第37条の規定により進学を志願する者の選考は、教授会において行う。

2 前項の選考方法については、教授会が別に定める。

(社会人及び外国人留学生のための特別選抜試験)

第20条 社会人で入学を志願する者又は外国人留学生として入学を志願する者があるときは、医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程にあつては学則第26条第2項に規定する入学資格を、保健学専攻の修士課程及び生命薬科学専攻博士前期課程にあつては学則第24条に規定する入学資格を、生命薬科学専攻博士後期課程にあつては学則第25条に規定する入学資格を有すると認められる者に限り、特別の入学者選抜試験(以下「特別選抜試験」という。)を行い、選抜することができる。

2 前項の特別選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第21条 社会人特別選抜試験により入学した学生その他教育上特別の必要があると認められる学生については、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

(長期履修)

第21条の2 学則第16条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合は、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文の提出)

第22条 学生は、学位論文の審査を受けようとするときは、主任指導教員の承認を得て、学位規則による所定の書類を教授会の指定した期日までに提出しなければならない。

(最終試験)

第23条 熱帯医学専攻の修士課程の最終試験は、第7条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、特定の課題についての研究の成果を提出した者について行う。

2 保健学専攻の修士課程の最終試験は、第8条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、修士論文を

提出した者について行う。

- 3 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程の最終試験は、第9条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。
- 4 生命薬科学専攻博士前期課程の最終試験は、第10条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。
- 5 生命薬科学専攻博士後期課程の最終試験は、第11条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

(学位論文の審査及び最終試験の方法)

第24条 教授会は、学位規則の定めるところにより審査委員を定め、学位論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連のある科目について、口頭又は筆頭により行う。
- 3 教授会は、審査委員の報告に基づき、学位論文及び最終試験の可否を決定するものとする。

(課程修了の要件)

第25条 熱帯医学専攻の修士課程の修了の要件は、当該課程に1年以上在学し、第7条に定める最低修得単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 保健学専攻の修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、第8条に定める最低修得単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 3 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、第9条に定める最低修得単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 生命薬科学専攻博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、第10条に定める最低修得単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 5 生命薬科学専攻博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、第11条に定める最低修得単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第26条 熱帯医学専攻及び保健学専攻の修士課程、医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程並びに生命薬科学専攻博士前期課程及び生命薬科学専攻博士後期課程を修了した者には、学位規則の定めるところにより、それぞれ修士又は博士の学位を授与する。

(外国人留学生)

第27条 学則第46条及び長崎大学外国人留学生規則(平成16年規則第20号)に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(がん専門インテンシブコース)

第28条 研究科においては、がんの診断・治療・研究に必要な高度先進的な知識と技術を習得した専門家の養成のため、研究科の学生以外のがん医療に携わる医師等を対象に、医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻におけるがん専門医師・歯科医師養成コース及びがん地域貢献

医師・歯科医師養成コースの授業科目の一部を受講することができる、がん医療に携わる医師等の研修コース（以下「がん専門インテンシブコース」という。）を編成する。

- 2 前項のがん専門インテンシブコースの授業科目について履修を希望する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。
- 3 がん専門インテンシブコースの細部については、教授会が別に定める。

（補則）

第29条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施の細部に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日現在本研究科に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、旧長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成16年9月1日医歯薬学総合研究科規程第13号）

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年8月12日医歯薬学総合研究科規程第3号）

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 平成17年9月30日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月22日医歯薬学総合研究科規程第1号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月23日医歯薬学総合研究科規程第5号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月14日医歯薬学総合研究科規程第8号）

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 平成19年9月30日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第1の8生命薬科学専攻（博士前期課程）のResources of Natural Medicines for Infectious Diseasesの項の規定は、この規程の施行の日前の入学者についても適用する。

附 則（平成20年3月19日医歯薬学総合研究科規程第1号）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の第3条第2項及び第4項、第9条並びに第10条の規定は、この規程の施行の日前の入学者についても適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表第1の4医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻における医学・歯学がんプロフェッショナル養成コースの科目並びに同表の9生命薬科学専攻（博士前期課程）におけるがん専門薬剤師養成コースの科目のうち、集学的がん治療学特論、

集学的がん治療学実習，基礎がん薬物治療学特論Ⅰ，基礎がん薬物治療学特論Ⅱ及びがん薬物治療学基礎実習については，この規程の施行の日前の入学者の履修を認めるものとする。ただし，当該入学者が当該各科目を履修し，修得した単位は，改正後の第9条及び第10条に規定する最低修得単位数には含まない。

附 則（平成20年9月9日医歯薬学総合研究科規程第11号）

この規程は，平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日医歯薬学総合研究科規程第1号）

- 1 この規程は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日現在本研究科に在学している者については，改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成21年9月4日医歯薬学総合研究科規程第7号）

この規程は，平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月12日医歯薬学総合研究科規程第1号）

- 1 この規程は，平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在本研究科に在学している者については，改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，改正後の第13条の規定は，平成21年度以前の入学者についても適用する。

附 則（平成23年3月14日医歯薬学総合研究科規程第3号）

- 1 この規程は，平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在本研究科に在学している者については，改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成24年3月16日医歯薬学総合研究科規程第1号）

- 1 この規程は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在本研究科に在学している者については，改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成24年9月12日医歯薬学総合研究科規程第6号）

- 1 この規程は，平成24年10月1日から施行する。
- 2 平成24年9月30日現在本研究科に在学している者については，改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，改正後の別表第1の11医療科学専攻及び同表の12新興感染症病態制御学系専攻の規定については，この規程の施行の日前の入学者についても適用する。

附 則（平成25年3月26日医歯薬学総合研究科規程第2号）

- 1 この規程は，平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日現在本研究科に在学している者については，改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

## 別表第1

## 授業科目及び単位数

## 1 熱帯医学専攻

講座等区分	授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
熱帯医学専攻の共通基礎科目	医科学研究基礎特論	2		
	免疫学特論	2		
	疫学特論	2		
熱帯医学関連科目	熱帯ウイルス学特論	4		
	熱帯原虫学特論	4		
	熱帯寄生虫学特論	4		
	熱帯細菌学特論	4		
	熱帯臨床医学特論	6		
	熱帯公衆衛生学特論	2		

## 2 保健学専攻

講座等区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
全分野共通科目	生体情報科学特論		2		1
	研究方法特論		2		1
	医学関連論文と英語表現		2		1
	人類比較形態学特論		2		1
	保健統計学特論		2		1
	保健医療社会学特論		2		1
	国際保健学特論		2		1
	国際協力特論		2		1
看護学講座	講座共通科目				
	コンサルテーション特論		2		1
	ヘルスプロモーション特論		2		1
	看護管理学特論		2		1
	看護倫理		2		1
	看護理論		2		1
	看護教育論		2		1
分野専門科目	健康推進看護学分野				
	臨床看護実践特論		2		1
	臨床看護実践セミナー		2		1
	高齢者看護学特論		2		1
	高齢者看護学セミナー		2		1
	精神看護学特論		2		1
	精神看護学セミナー		2		1
	地域看護学特論		2		1
	地域看護学セミナー		2		1
	遺伝看護セミナー		2		1
健康推進看護学分野特別研究		10		2	
リプロダクティブヘルス	リプロダクティブヘルス特論		2		1

	ティプヘル ス・国際看護 学分野	リプロダクティブヘルスセミナー		2		1	
		国際看護学特論		2		1	
		国際看護学セミナー		2		1	
		リプロダクティブヘルス・国際看護学分 野特別研究		10		2	
理 学 ・ 作 業 療 法 学 講 座	講座共通科目	リウマチ学特論		2		1	
		機能障害病態学特論		2		1	
		生体機能解析・制御学特論		2		1	
		ライフサイクルリハビリテーション学特 論		2		1	
	分野 専門 科目	理学療法学 分野	呼吸器障害理学療法学特論		2		1
			発達障害理学療法学特論		2		1
			基礎理学療法学特論		2		1
			地域リハビリテーション学特論		2		1
			理学療法学セミナー		2		1
			理学療法学特別研究		10		2
			作業療法学 分野	作業療法学 分野	身体障害作業療法学特論		2
	生活障害作業療法学特論				2		1
	精神障害作業療法学特論				2		1
	基礎作業療法学特論				2		1
	発達障害作業療法学特論				2		1
	作業療法学セミナー				2		1
	作業療法学特別研究				10		2

### 3 保健学専攻における遺伝看護・遺伝カウンセリングコースの科目

講座等区分	授業科目	単位数			標準 履修年次
		必修	選択必修	選択	
保健学専攻の全分野 共通科目	保健医療社会学特論	2			1
保健学専攻看護学講 座健康推進看護学分 野の専門科目	遺伝看護セミナー	2			1
	看護倫理	2			1
	健康推進看護学分野特別研究	10			2
研究科が開設する遺 伝看護関連科目	分子遺伝系	2			1
	基礎遺伝解析学演習	2			1
	遺伝医療学	2			1
	医療情報学	1			1
	遺伝情報学	1			1
	カウンセリング技法	1			1
	遺伝看護実習	1			1
遺伝カウンセリング実習	6			1・2	

4 保健学専攻におけるがん看護専門看護師養成コースの科目

講座等区分	授業科目	単位数			標準 履修年次
		必修	選択必修	選択	
保健学専攻の全分野 共通科目	研究方法特論		2		1
	保健学専攻看護学講 座の共通科目	コンサルテーション特論		2	
	看護管理学特論		2		1
	看護倫理		2		1
	看護理論		2		1
	看護教育論		2		1
研究科が開設するが ん看護関連科目	集学的がん治療学特論	2			1
	がん看護特論	2			1
	がん看護援助論Ⅰ	2			1
	がん看護援助論Ⅱ	2			1
	化学療法看護	2			1
	緩和ケア	2			1
	がん看護学実習Ⅰ	4			2
	がん看護学実習Ⅱ	2			2
	がん看護学課題研究	4			2

5 保健学専攻におけるがん看護地域貢献看護師養成コースの科目

講座等区分	授業科目	単位数			標準 履修年次
		必修	選択必修	選択	
保健学専攻の全分野 共通科目	研究方法特論		2		1
	保健統計学特論		2		1
	保健医療社会学特論		2		1
保健学専攻看護学講 座の共通科目	コンサルテーション特論		2		1
	ヘルスプロモーション特論		2		1
	看護管理学特論		2		1
	看護倫理		2		1
	看護理論		2		1
	看護教育論		2		1
研究科が開設するが ん看護関連科目	集学的がん治療学特論	2			1
	がん看護特論	2			1
	がん看護援助論Ⅰ	2			1
	緩和ケア	2			1
	地域がん看護マネジメント論	2			1
	地域がん看護学実習	2			2
	健康推進看護学分野特別研究	10			2



6 保健学専攻における放射線看護専門看護師養成コースの科目

講座等区分	授業科目	単位数			標準 履修年次
		必修	選択必修	選択	
保健学専攻の全分野 共通科目	研究方法特論	2			1
保健学専攻看護学講 座の共通科目	コンサルテーション特論	2			1
	看護管理学特論	2			1
	看護倫理	2			1
研究科が開設する放 射線看護関連科目	基礎放射線学	2			1
	被ばく影響学	2			1
	臨床放射線医学	2			1
	放射線看護学	2			1
	放射線ヘルスプロモーション看護学	2			1
	放射線防護看護学	2			1
	放射線看護学実習	6			2
	放射線看護学課題研究	4			2

7 保健学専攻における助産師養成コースの科目

講座等区分	授業科目	単位数			標準 履修年次
		必修	選択必修	選択	
倫理的課題・自律	助産業務管理学	1			1
	地域・国際助産学	1			1
	助産業務管理学演習	1			2
生と生殖	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	1			1
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ演習	1			2
マタニティケア能力	妊婦助産診断・ケア学	2			1
	産婦助産診断・ケア学	4			1
	褥婦助産診断・ケア学	1			1
	新生児助産診断・ケア学	1			1
	周産期メンタルヘルス	1			1
	高度助産技術実践論	2			2
	周産期救急ケア演習	1			2
	助産学実習Ⅰ	2			1
	助産学実習Ⅱ	7			2
	地域・国際助産学実習	2			2

8 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び生命薬科学専攻（博士後期課程）の共通科目

講座等区分	授業科目	単位数			標準 履修年次
		必修	選択必修	選択	
生命医療科学セミナー	生命医療科学トピックス	2			1・2
生命医療科学概論	生命倫理学		1		1・2
	医療情報学		1		1・2
	国際・熱帯医学		1		1・2
生命医療科学特論	分子細胞生物学		1		1・2
	ゲノム科学		1		1・2
	生体材料科学		1		1・2
	硬組織科学		1		1・2
	医薬品化学		1		1・2
	生体分子解析学		1		1・2
	腫瘍診断治療学		1		1・2
	移植・再生医療学		1		1・2
	リハビリテーション科学特論		1		1・2
	先端医療科学特論（基礎編）		1		1・2
	先端医療科学特論（臨床編）		1		1・2
	先端新興感染症病態制御学特論		1		1・2
	先端放射線医療科学特論		1		1・2
先端臨床試験特論			1		1・2
生命医療科学実習	先端機器実習		1		1・2

9 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻におけるがん専門医師・歯科医師養成コース及びがん地域貢献医師・歯科医師養成コース並びに医療科学専攻のがん専門薬剤師養成コース及びがん地域貢献薬剤師養成コースの科目

講座等区分	授業科目	単位数			標準 履修年次
		必修	選択必修	選択	
共通科目	集学的がん治療学特論	3			1・2
	集学的がん治療学実習	2			1・2
	離島・僻地病院実習		2		1・2
	在宅・地域医療実習		1		1・2
	海外連携セミナー		1		1・2
研究科が指定するがん関連科目	臨床腫瘍学演習Ⅰ			2	1・2
	臨床腫瘍学演習Ⅱ			2	1・2
	臨床腫瘍学演習Ⅲ			2	1・2
	臨床腫瘍学演習Ⅳ			2	1・2
	臨床腫瘍学実習Ⅰ			2	1・2
	臨床腫瘍学実習Ⅱ			2	1・2
	臨床腫瘍学論文研究Ⅰ			4	3・4
	臨床腫瘍学論文研究Ⅱ			4	3・4

腫瘍外科学演習Ⅰ			2	1・2
腫瘍外科学演習Ⅱ			2	1・2
腫瘍外科学演習Ⅲ			2	1・2
腫瘍外科学演習Ⅳ			2	1・2
腫瘍外科学実習Ⅰ			2	1・2
腫瘍外科学実習Ⅱ			2	1・2
腫瘍外科学論文研究Ⅰ			4	3・4
腫瘍外科学論文研究Ⅱ			4	3・4
病態解析・診断学演習Ⅰ			2	1・2
病態解析・診断学演習Ⅱ			2	1・2
病態解析・診断学演習Ⅲ			2	1・2
病態解析・診断学演習Ⅳ			2	1・2
病態解析・診断学実習Ⅰ			2	1・2
病態解析・診断学実習Ⅱ			2	1・2
病態解析・診断学論文研究Ⅰ			4	3・4
病態解析・診断学論文研究Ⅱ			4	3・4
腫瘍・診断病理学演習Ⅰ			2	1・2
腫瘍・診断病理学演習Ⅱ			2	1・2
腫瘍・診断病理学演習Ⅲ			2	1・2
腫瘍・診断病理学演習Ⅳ			2	1・2
腫瘍・診断病理学実習Ⅰ			2	1・2
腫瘍・診断病理学実習Ⅱ			2	1・2
腫瘍・診断病理学論文研究Ⅰ			4	3・4
腫瘍・診断病理学論文研究Ⅱ			4	3・4
血液内科学演習Ⅰ			2	1・2
血液内科学演習Ⅱ			2	1・2
血液内科学演習Ⅲ			2	1・2
血液内科学演習Ⅳ			2	1・2
血液内科学実習Ⅰ			2	1・2
血液内科学実習Ⅱ			2	1・2
血液内科学論文研究Ⅰ			4	3・4
血液内科学論文研究Ⅱ			4	3・4
放射線災害医療学演習Ⅰ			2	1・2
放射線災害医療学演習Ⅱ			2	1・2
放射線災害医療学演習Ⅲ			2	1・2
放射線災害医療学演習Ⅳ			2	1・2
放射線災害医療学実習Ⅰ			2	1・2
放射線災害医療学実習Ⅱ			2	1・2
放射線災害医療学論文研究Ⅰ			4	3・4
放射線災害医療学論文研究Ⅱ			4	3・4
国際ヒバクシャ医療学演習Ⅰ			2	1・2
国際ヒバクシャ医療学演習Ⅱ			2	1・2
国際ヒバクシャ医療学演習Ⅲ			2	1・2

	国際ヒバクシャ医療学演習Ⅳ			2	1・2
	国際ヒバクシャ医療学実習Ⅰ			2	1・2
	国際ヒバクシャ医療学実習Ⅱ			2	1・2
	国際ヒバクシャ医療学論文研究Ⅰ			4	3・4
	国際ヒバクシャ医療学論文研究Ⅱ			4	3・4
	歯学がん治療学特論			2	1・2
	歯学がん治療学演習			2	1・2
	歯学がん治療学実習			4	1・2
研究科が開設するがん関連科目	耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習Ⅰ			2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習Ⅱ			2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習Ⅲ			2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習Ⅳ			2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学実習Ⅰ			2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学実習Ⅱ			2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学論文研究Ⅰ			4	3・4
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学論文研究Ⅱ			4	3・4
	神経病態制御外科学演習Ⅰ			2	1・2
	神経病態制御外科学演習Ⅱ			2	1・2
	神経病態制御外科学演習Ⅲ			2	1・2
	神経病態制御外科学演習Ⅳ			2	1・2
	神経病態制御外科学実習Ⅰ			2	1・2
	神経病態制御外科学実習Ⅱ			2	1・2
	神経病態制御外科学論文研究Ⅰ			4	3・4
	神経病態制御外科学論文研究Ⅱ			4	3・4
	麻酔・蘇生学演習Ⅰ			2	1・2
	麻酔・蘇生学演習Ⅱ			2	1・2
	麻酔・蘇生学演習Ⅲ			2	1・2
	麻酔・蘇生学演習Ⅳ			2	1・2
	麻酔・蘇生学実習Ⅰ			2	1・2
	麻酔・蘇生学実習Ⅱ			2	1・2
	麻酔・蘇生学論文研究Ⅰ			4	3・4
	麻酔・蘇生学論文研究Ⅱ			4	3・4
	腎泌尿器病態学演習Ⅰ			2	1・2
	腎泌尿器病態学演習Ⅱ			2	1・2
	腎泌尿器病態学演習Ⅲ			2	1・2
	腎泌尿器病態学演習Ⅳ			2	1・2
	腎泌尿器病態学実習Ⅰ			2	1・2
	腎泌尿器病態学実習Ⅱ			2	1・2
	腎泌尿器病態学論文研究Ⅰ			4	3・4
	腎泌尿器病態学論文研究Ⅱ			4	3・4
	移植・消化器外科学演習Ⅰ			2	1・2
	移植・消化器外科学演習Ⅱ			2	1・2
	移植・消化器外科学演習Ⅲ			2	1・2

移植・消化器外科学演習Ⅳ			2	1・2
移植・消化器外科学実習Ⅰ			2	1・2
移植・消化器外科学実習Ⅱ			2	1・2
移植・消化器外科学論文研究Ⅰ			4	3・4
移植・消化器外科学論文研究Ⅱ			4	3・4
産婦人科学演習Ⅰ			2	1・2
産婦人科学演習Ⅱ			2	1・2
産婦人科学演習Ⅲ			2	1・2
産婦人科学演習Ⅳ			2	1・2
産婦人科学実習Ⅰ			2	1・2
産婦人科学実習Ⅱ			2	1・2
産婦人科学論文研究Ⅰ			4	3・4
産婦人科学論文研究Ⅱ			4	3・4
構造病態整形外科学演習Ⅰ			2	1・2
構造病態整形外科学演習Ⅱ			2	1・2
構造病態整形外科学演習Ⅲ			2	1・2
構造病態整形外科学演習Ⅳ			2	1・2
構造病態整形外科学実習Ⅰ			2	1・2
構造病態整形外科学実習Ⅱ			2	1・2
構造病態整形外科学論文研究Ⅰ			4	3・4
構造病態整形外科学論文研究Ⅱ			4	3・4
形成再建外科学演習Ⅰ			2	1・2
形成再建外科学演習Ⅱ			2	1・2
形成再建外科学演習Ⅲ			2	1・2
形成再建外科学演習Ⅳ			2	1・2
形成再建外科学実習Ⅰ			2	1・2
形成再建外科学実習Ⅱ			2	1・2
形成再建外科学論文研究Ⅰ			4	3・4
形成再建外科学論文研究Ⅱ			4	3・4
皮膚病態学演習Ⅰ			2	1・2
皮膚病態学演習Ⅱ			2	1・2
皮膚病態学演習Ⅲ			2	1・2
皮膚病態学演習Ⅳ			2	1・2
皮膚病態学実習Ⅰ			2	1・2
皮膚病態学実習Ⅱ			2	1・2
皮膚病態学論文研究Ⅰ			4	3・4
皮膚病態学論文研究Ⅱ			4	3・4
消化器病態制御学演習Ⅰ			2	1・2
消化器病態制御学演習Ⅱ			2	1・2
消化器病態制御学演習Ⅲ			2	1・2
消化器病態制御学演習Ⅳ			2	1・2
消化器病態制御学実習Ⅰ			2	1・2
消化器病態制御学実習Ⅱ			2	1・2

	消化器病態制御学論文研究Ⅰ			4	3・4
	消化器病態制御学論文研究Ⅱ			4	3・4
	呼吸器病態制御学演習Ⅰ			2	1・2
	呼吸器病態制御学演習Ⅱ			2	1・2
	呼吸器病態制御学演習Ⅲ			2	1・2
	呼吸器病態制御学演習Ⅳ			2	1・2
	呼吸器病態制御学実習Ⅰ			2	1・2
	呼吸器病態制御学実習Ⅱ			2	1・2
	呼吸器病態制御学論文研究Ⅰ			4	3・4
	呼吸器病態制御学論文研究Ⅱ			4	3・4
	小児病態制御学演習Ⅰ			2	1・2
	小児病態制御学演習Ⅱ			2	1・2
	小児病態制御学演習Ⅲ			2	1・2
	小児病態制御学演習Ⅳ			2	1・2
	小児病態制御学実習Ⅰ			2	1・2
	小児病態制御学実習Ⅱ			2	1・2
	小児病態制御学論文研究Ⅰ			4	3・4
	小児病態制御学論文研究Ⅱ			4	3・4
	放射線診断治療学演習Ⅰ			2	1・2
	放射線診断治療学演習Ⅱ			2	1・2
	放射線診断治療学演習Ⅲ			2	1・2
	放射線診断治療学演習Ⅳ			2	1・2
	放射線診断治療学実習Ⅰ			2	1・2
	放射線診断治療学実習Ⅱ			2	1・2
	放射線診断治療学論文研究Ⅰ			4	3・4
	放射線診断治療学論文研究Ⅱ			4	3・4
	感染病態制御学演習Ⅰ			2	1・2
	感染病態制御学演習Ⅱ			2	1・2
	感染病態制御学演習Ⅲ			2	1・2
	感染病態制御学演習Ⅳ			2	1・2
	感染病態制御学実習Ⅰ			2	1・2
	感染病態制御学実習Ⅱ			2	1・2
	感染病態制御学論文研究Ⅰ			4	3・4
	感染病態制御学論文研究Ⅱ			4	3・4
研究科が開設するがん拠点病院における実習	がん専門薬剤師養成実習		8		2・3
	がん地域貢献薬剤師養成実習		8		2・3

10 医療科学専攻における専門薬剤師養成コース及びコーディネーター養成コースの科目

講座等区分	授業科目	単位数			標準 履修年次
		必修	選択必修	選択	
研究科が開設する病院に おける実習	専門薬剤師養成実習（感染制御）	4			2・3
	専門薬剤師養成実習（糖尿病）	4			2・3
	専門薬剤師養成実習（精神科）	4			2・3
	専門薬剤師養成実習（妊婦・授乳婦）	4			2・3
	コーディネーター養成実習	4			2・3

11 新興感染症病態制御学系専攻の感染症研究者養成コース及び感染症専門医養成コース科目

講座等区分	授業科目	単位数			標準 履修年次
		必修	選択必修	選択	
感染症研究者養成コース	生命医科学特論及び実習A-1		1		1・2
	生命医科学特論及び実習A-2		1		1・2
	生命医科学特論及び実習B-1		1		1・2
	生命医科学特論及び実習B-2		1		1・2
	生命医科学特論及び実習C-1		1		1・2
	生命医科学特論及び実習C-2		1		1・2
感染症専門医養成コース	臨床微生物学特論	1			1・2
	感染症学特論	1			1・2
	臨床感染症学実習	2			1・2
	感染制御学実習	1			1・2
	短期海外臨床研修			1	3

1.2 新興感染症病態制御学系専攻の熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースの科目

講座等区分	授業科目	単位数			標準 履修年次
		必修	選択必修	選択	
基礎科目	疫学統計特論	1			1
	ウイルス学特論	1			1
	細菌学特論	1			1
	寄生虫学特論	1			1
	免疫・遺伝学特論	1			1
	倫理学特論	1			1
	病害昆虫学特論	1			1
	生物医科学特論及び実習A-1		1		1
	生物医科学特論及び実習A-2		1		1
	生物医科学特論及び実習B-1		1		1
	生物医科学特論及び実習B-2		1		1
	生物医科学特論及び実習C-1		1		1
	生物医科学特論及び実習C-2		1		1
	国際経済学特論			1	1・2
	国際法学特論			1	1・2
	組織管理学特論			1	1・2
文化人類学特論			1	1・2	
感染症制御関連科目	国際保健学特論	2			2
	感染制御学特論	2			2
	感染症危機管理学特論	1			2
	熱帯感染症制御学特論	2			2
	フィールド疫学特論	2			2
	リスク管理学特論	1			2
海外研修	早期海外研修	1			2
	後期海外研修・研究	2			3・4
論文研究	論文研究Ⅰ	4			3・4
	論文研究Ⅱ	4			3・4
コミュニケーションスキル実習	コミュニケーションスキル実習Ⅰ	2			1
	コミュニケーションスキル実習Ⅱ	2			2
	コミュニケーションスキル実習Ⅲ	2			3・4
	コミュニケーションスキル実習Ⅳ	2			3・4



1 3 医療科学専攻

講座等区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
生命医科学	形態制御解析学演習Ⅰ			2	1・2
	形態制御解析学演習Ⅱ			2	1・2
	形態制御解析学演習Ⅲ			2	1・2
	形態制御解析学演習Ⅳ			2	1・2
	形態制御解析学実習Ⅰ			2	1・2
	形態制御解析学実習Ⅱ			2	1・2
	形態制御解析学論文研究Ⅰ			4	3・4
	形態制御解析学論文研究Ⅱ			4	3・4
	肉眼形態学演習Ⅰ			2	1・2
	肉眼形態学演習Ⅱ			2	1・2
	肉眼形態学演習Ⅲ			2	1・2
	肉眼形態学演習Ⅳ			2	1・2
	肉眼形態学実習Ⅰ			2	1・2
	肉眼形態学実習Ⅱ			2	1・2
	肉眼形態学論文研究Ⅰ			4	3・4
	肉眼形態学論文研究Ⅱ			4	3・4
	組織細胞生物学演習Ⅰ			2	1・2
	組織細胞生物学演習Ⅱ			2	1・2
	組織細胞生物学演習Ⅲ			2	1・2
	組織細胞生物学演習Ⅳ			2	1・2
	組織細胞生物学実習Ⅰ			2	1・2
	組織細胞生物学実習Ⅱ			2	1・2
	組織細胞生物学論文研究Ⅰ			4	3・4
	組織細胞生物学論文研究Ⅱ			4	3・4
	顎顔面解剖学演習Ⅰ			2	1・2
	顎顔面解剖学演習Ⅱ			2	1・2
	顎顔面解剖学演習Ⅲ			2	1・2
	顎顔面解剖学演習Ⅳ			2	1・2
	顎顔面解剖学実習Ⅰ			2	1・2
	顎顔面解剖学実習Ⅱ			2	1・2
	顎顔面解剖学論文研究Ⅰ			4	3・4
	顎顔面解剖学論文研究Ⅱ			4	3・4
	細胞生物学演習Ⅰ			2	1・2
	細胞生物学演習Ⅱ			2	1・2
	細胞生物学演習Ⅲ			2	1・2
	細胞生物学演習Ⅳ			2	1・2
	細胞生物学実習Ⅰ			2	1・2
	細胞生物学実習Ⅱ			2	1・2
	細胞生物学論文研究Ⅰ			4	3・4
	細胞生物学論文研究Ⅱ			4	3・4

神經機能学演習Ⅰ			2	1・2
神經機能学演習Ⅱ			2	1・2
神經機能学演習Ⅲ			2	1・2
神經機能学演習Ⅳ			2	1・2
神經機能学実習Ⅰ			2	1・2
神經機能学実習Ⅱ			2	1・2
神經機能学論文研究Ⅰ			4	3・4
神經機能学論文研究Ⅱ			4	3・4
内臓機能生理学演習Ⅰ			2	1・2
内臓機能生理学演習Ⅱ			2	1・2
内臓機能生理学演習Ⅲ			2	1・2
内臓機能生理学演習Ⅳ			2	1・2
内臓機能生理学実習Ⅰ			2	1・2
内臓機能生理学実習Ⅱ			2	1・2
内臓機能生理学論文研究Ⅰ			4	3・4
内臓機能生理学論文研究Ⅱ			4	3・4
生化学演習Ⅰ			2	1・2
生化学演習Ⅱ			2	1・2
生化学演習Ⅲ			2	1・2
生化学演習Ⅳ			2	1・2
生化学実習Ⅰ			2	1・2
生化学実習Ⅱ			2	1・2
生化学論文研究Ⅰ			4	3・4
生化学論文研究Ⅱ			4	3・4
生体情報科学演習Ⅰ			2	1・2
生体情報科学演習Ⅱ			2	1・2
生体情報科学演習Ⅲ			2	1・2
生体情報科学演習Ⅳ			2	1・2
生体情報科学実習Ⅰ			2	1・2
生体情報科学実習Ⅱ			2	1・2
生体情報科学論文研究Ⅰ			4	3・4
生体情報科学論文研究Ⅱ			4	3・4
口腔分子生化学演習Ⅰ			2	1・2
口腔分子生化学演習Ⅱ			2	1・2
口腔分子生化学演習Ⅲ			2	1・2
口腔分子生化学演習Ⅳ			2	1・2
口腔分子生化学実習Ⅰ			2	1・2
口腔分子生化学実習Ⅱ			2	1・2
口腔分子生化学論文研究Ⅰ			4	3・4
口腔分子生化学論文研究Ⅱ			4	3・4
医科薬理学演習Ⅰ			2	1・2
医科薬理学演習Ⅱ			2	1・2
医科薬理学演習Ⅲ			2	1・2

医科薬理学演習Ⅳ			2	1・2
医科薬理学実習Ⅰ			2	1・2
医科薬理学実習Ⅱ			2	1・2
医科薬理学論文研究Ⅰ			4	3・4
医科薬理学論文研究Ⅱ			4	3・4
口腔病態薬理学演習Ⅰ			2	1・2
口腔病態薬理学演習Ⅱ			2	1・2
口腔病態薬理学演習Ⅲ			2	1・2
口腔病態薬理学演習Ⅳ			2	1・2
口腔病態薬理学実習Ⅰ			2	1・2
口腔病態薬理学実習Ⅱ			2	1・2
口腔病態薬理学論文研究Ⅰ			4	3・4
口腔病態薬理学論文研究Ⅱ			4	3・4
病態病理学演習Ⅰ			2	1・2
病態病理学演習Ⅱ			2	1・2
病態病理学演習Ⅲ			2	1・2
病態病理学演習Ⅳ			2	1・2
病態病理学実習Ⅰ			2	1・2
病態病理学実習Ⅱ			2	1・2
病態病理学論文研究Ⅰ			4	3・4
病態病理学論文研究Ⅱ			4	3・4
探索病理学演習Ⅰ			2	1・2
探索病理学演習Ⅱ			2	1・2
探索病理学演習Ⅲ			2	1・2
探索病理学演習Ⅳ			2	1・2
探索病理学実習Ⅰ			2	1・2
探索病理学実習Ⅱ			2	1・2
探索病理学論文研究Ⅰ			4	3・4
探索病理学論文研究Ⅱ			4	3・4
口腔病理学演習Ⅰ			2	1・2
口腔病理学演習Ⅱ			2	1・2
口腔病理学演習Ⅲ			2	1・2
口腔病理学演習Ⅳ			2	1・2
口腔病理学実習Ⅰ			2	1・2
口腔病理学実習Ⅱ			2	1・2
口腔病理学論文研究Ⅰ			4	3・4
口腔病理学論文研究Ⅱ			4	3・4
生体材料学演習Ⅰ			2	1・2
生体材料学演習Ⅱ			2	1・2
生体材料学演習Ⅲ			2	1・2
生体材料学演習Ⅳ			2	1・2
生体材料学実習Ⅰ			2	1・2
生体材料学実習Ⅱ			2	1・2

	生体材料学論文研究 I		4	3・4
	生体材料学論文研究 II		4	3・4
	分子硬組織生物学演習 I		2	1・2
	分子硬組織生物学演習 II		2	1・2
	分子硬組織生物学演習 III		2	1・2
	分子硬組織生物学演習 IV		2	1・2
	分子硬組織生物学実習 I		2	1・2
	分子硬組織生物学実習 II		2	1・2
	分子硬組織生物学論文研究 I		4	3・4
	分子硬組織生物学論文研究 II		4	3・4
社会医療科学	法医学演習 I		2	1・2
	法医学演習 II		2	1・2
	法医学演習 III		2	1・2
	法医学演習 IV		2	1・2
	法医学実習 I		2	1・2
	法医学実習 II		2	1・2
	法医学論文研究 I		4	3・4
	法医学論文研究 II		4	3・4
	公衆衛生学演習 I		2	1・2
	公衆衛生学演習 II		2	1・2
	公衆衛生学演習 III		2	1・2
	公衆衛生学演習 IV		2	1・2
	公衆衛生学実習 I		2	1・2
	公衆衛生学実習 II		2	1・2
	公衆衛生学論文研究 I		4	3・4
	公衆衛生学論文研究 II		4	3・4
	総合診療学演習 I		2	1・2
	総合診療学演習 II		2	1・2
	総合診療学演習 III		2	1・2
	総合診療学演習 IV		2	1・2
	総合診療学実習 I		2	1・2
	総合診療学実習 II		2	1・2
	総合診療学論文研究 I		4	3・4
	総合診療学論文研究 II		4	3・4
	医療情報学演習 I		2	1・2
	医療情報学演習 II		2	1・2
	医療情報学演習 III		2	1・2
	医療情報学演習 IV		2	1・2
	医療情報学実習 I		2	1・2
	医療情報学実習 II		2	1・2
	医療情報学論文研究 I		4	3・4
	医療情報学論文研究 II		4	3・4
	口腔保健学演習 I		2	1・2

	口腔保健学演習Ⅱ		2	1・2
	口腔保健学演習Ⅲ		2	1・2
	口腔保健学演習Ⅳ		2	1・2
	口腔保健学実習Ⅰ		2	1・2
	口腔保健学実習Ⅱ		2	1・2
	口腔保健学論文研究Ⅰ		4	3・4
	口腔保健学論文研究Ⅱ		4	3・4
	地域医療学演習Ⅰ		2	1・2
	地域医療学演習Ⅱ		2	1・2
	地域医療学演習Ⅲ		2	1・2
	地域医療学演習Ⅳ		2	1・2
	地域医療学実習Ⅰ		2	1・2
	地域医療学実習Ⅱ		2	1・2
	地域医療学論文研究Ⅰ		4	3・4
	地域医療学論文研究Ⅱ		4	3・4
展開医療科学	眼科・視覚科学演習Ⅰ		2	1・2
	眼科・視覚科学演習Ⅱ		2	1・2
	眼科・視覚科学演習Ⅲ		2	1・2
	眼科・視覚科学演習Ⅳ		2	1・2
	眼科・視覚科学実習Ⅰ		2	1・2
	眼科・視覚科学実習Ⅱ		2	1・2
	眼科・視覚科学論文研究Ⅰ		4	3・4
	眼科・視覚科学論文研究Ⅱ		4	3・4
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習Ⅰ		2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習Ⅱ		2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習Ⅲ		2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習Ⅳ		2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学実習Ⅰ		2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学実習Ⅱ		2	1・2
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学論文研究Ⅰ		4	3・4
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学論文研究Ⅱ		4	3・4
	神経病態制御外科学演習Ⅰ		2	1・2
	神経病態制御外科学演習Ⅱ		2	1・2
	神経病態制御外科学演習Ⅲ		2	1・2
	神経病態制御外科学演習Ⅳ		2	1・2
	神経病態制御外科学実習Ⅰ		2	1・2
	神経病態制御外科学実習Ⅱ		2	1・2
	神経病態制御外科学論文研究Ⅰ		4	3・4
	神経病態制御外科学論文研究Ⅱ		4	3・4
	麻酔・蘇生科学演習Ⅰ		2	1・2
	麻酔・蘇生科学演習Ⅱ		2	1・2
	麻酔・蘇生科学演習Ⅲ		2	1・2
	麻酔・蘇生科学演習Ⅳ		2	1・2

麻醉・蘇生科学実習Ⅰ			2	1・2
麻醉・蘇生科学実習Ⅱ			2	1・2
麻醉・蘇生科学論文研究Ⅰ			4	3・4
麻醉・蘇生科学論文研究Ⅱ			4	3・4
循環病態制御外科学演習Ⅰ			2	1・2
循環病態制御外科学演習Ⅱ			2	1・2
循環病態制御外科学演習Ⅲ			2	1・2
循環病態制御外科学演習Ⅳ			2	1・2
循環病態制御外科学実習Ⅰ			2	1・2
循環病態制御外科学実習Ⅱ			2	1・2
循環病態制御外科学論文研究Ⅰ			4	3・4
循環病態制御外科学論文研究Ⅱ			4	3・4
腎泌尿器病態学演習Ⅰ			2	1・2
腎泌尿器病態学演習Ⅱ			2	1・2
腎泌尿器病態学演習Ⅲ			2	1・2
腎泌尿器病態学演習Ⅳ			2	1・2
腎泌尿器病態学実習Ⅰ			2	1・2
腎泌尿器病態学実習Ⅱ			2	1・2
腎泌尿器病態学論文研究Ⅰ			4	3・4
腎泌尿器病態学論文研究Ⅱ			4	3・4
腫瘍外科学演習Ⅰ			2	1・2
腫瘍外科学演習Ⅱ			2	1・2
腫瘍外科学演習Ⅲ			2	1・2
腫瘍外科学演習Ⅳ			2	1・2
腫瘍外科学実習Ⅰ			2	1・2
腫瘍外科学実習Ⅱ			2	1・2
腫瘍外科学論文研究Ⅰ			4	3・4
腫瘍外科学論文研究Ⅱ			4	3・4
移植・消化器外科学演習Ⅰ			2	1・2
移植・消化器外科学演習Ⅱ			2	1・2
移植・消化器外科学演習Ⅲ			2	1・2
移植・消化器外科学演習Ⅳ			2	1・2
移植・消化器外科学実習Ⅰ			2	1・2
移植・消化器外科学実習Ⅱ			2	1・2
移植・消化器外科学論文研究Ⅰ			4	3・4
移植・消化器外科学論文研究Ⅱ			4	3・4
産科婦人科学演習Ⅰ			2	1・2
産科婦人科学演習Ⅱ			2	1・2
産科婦人科学演習Ⅲ			2	1・2
産科婦人科学演習Ⅳ			2	1・2
産科婦人科学実習Ⅰ			2	1・2
産科婦人科学実習Ⅱ			2	1・2
産科婦人科学論文研究Ⅰ			4	3・4

産科婦人科学論文研究Ⅱ			4	3・4
構造病態整形外科学演習Ⅰ			2	1・2
構造病態整形外科学演習Ⅱ			2	1・2
構造病態整形外科学演習Ⅲ			2	1・2
構造病態整形外科学演習Ⅳ			2	1・2
構造病態整形外科学実習Ⅰ			2	1・2
構造病態整形外科学実習Ⅱ			2	1・2
構造病態整形外科学論文研究Ⅰ			4	3・4
構造病態整形外科学論文研究Ⅱ			4	3・4
形成再建外科学演習Ⅰ			2	1・2
形成再建外科学演習Ⅱ			2	1・2
形成再建外科学演習Ⅲ			2	1・2
形成再建外科学演習Ⅳ			2	1・2
形成再建外科学実習Ⅰ			2	1・2
形成再建外科学実習Ⅱ			2	1・2
形成再建外科学論文研究Ⅰ			4	3・4
形成再建外科学論文研究Ⅱ			4	3・4
精神神経科学演習Ⅰ			2	1・2
精神神経科学演習Ⅱ			2	1・2
精神神経科学演習Ⅲ			2	1・2
精神神経科学演習Ⅳ			2	1・2
精神神経科学実習Ⅰ			2	1・2
精神神経科学実習Ⅱ			2	1・2
精神神経科学論文研究Ⅰ			4	3・4
精神神経科学論文研究Ⅱ			4	3・4
皮膚病態学演習Ⅰ			2	1・2
皮膚病態学演習Ⅱ			2	1・2
皮膚病態学演習Ⅲ			2	1・2
皮膚病態学演習Ⅳ			2	1・2
皮膚病態学実習Ⅰ			2	1・2
皮膚病態学実習Ⅱ			2	1・2
皮膚病態学論文研究Ⅰ			4	3・4
皮膚病態学論文研究Ⅱ			4	3・4
循環病態制御内科学演習Ⅰ			2	1・2
循環病態制御内科学演習Ⅱ			2	1・2
循環病態制御内科学演習Ⅲ			2	1・2
循環病態制御内科学演習Ⅳ			2	1・2
循環病態制御内科学実習Ⅰ			2	1・2
循環病態制御内科学実習Ⅱ			2	1・2
循環病態制御内科学論文研究Ⅰ			4	3・4
循環病態制御内科学論文研究Ⅱ			4	3・4
消化器病態制御学演習Ⅰ			2	1・2
消化器病態制御学演習Ⅱ			2	1・2

消化器病態制御学演習Ⅲ			2	1・2
消化器病態制御学演習Ⅳ			2	1・2
消化器病態制御学実習Ⅰ			2	1・2
消化器病態制御学実習Ⅱ			2	1・2
消化器病態制御学論文研究Ⅰ			4	3・4
消化器病態制御学論文研究Ⅱ			4	3・4
呼吸器病態制御学演習Ⅰ			2	1・2
呼吸器病態制御学演習Ⅱ			2	1・2
呼吸器病態制御学演習Ⅲ			2	1・2
呼吸器病態制御学演習Ⅳ			2	1・2
呼吸器病態制御学実習Ⅰ			2	1・2
呼吸器病態制御学実習Ⅱ			2	1・2
呼吸器病態制御学論文研究Ⅰ			4	3・4
呼吸器病態制御学論文研究Ⅱ			4	3・4
リウマチ免疫病態制御学演習Ⅰ			2	1・2
リウマチ免疫病態制御学演習Ⅱ			2	1・2
リウマチ免疫病態制御学演習Ⅲ			2	1・2
リウマチ免疫病態制御学演習Ⅳ			2	1・2
リウマチ免疫病態制御学実習Ⅰ			2	1・2
リウマチ免疫病態制御学実習Ⅱ			2	1・2
リウマチ免疫病態制御学論文研究Ⅰ			4	3・4
リウマチ免疫病態制御学論文研究Ⅱ			4	3・4
神経病態制御内科学演習Ⅰ			2	1・2
神経病態制御内科学演習Ⅱ			2	1・2
神経病態制御内科学演習Ⅲ			2	1・2
神経病態制御内科学演習Ⅳ			2	1・2
神経病態制御内科学実習Ⅰ			2	1・2
神経病態制御内科学実習Ⅱ			2	1・2
神経病態制御内科学論文研究Ⅰ			4	3・4
神経病態制御内科学論文研究Ⅱ			4	3・4
病態解析・診断学演習Ⅰ			2	1・2
病態解析・診断学演習Ⅱ			2	1・2
病態解析・診断学演習Ⅲ			2	1・2
病態解析・診断学演習Ⅳ			2	1・2
病態解析・診断学実習Ⅰ			2	1・2
病態解析・診断学実習Ⅱ			2	1・2
病態解析・診断学論文研究Ⅰ			4	3・4
病態解析・診断学論文研究Ⅱ			4	3・4
小児病態制御学演習Ⅰ			2	1・2
小児病態制御学演習Ⅱ			2	1・2
小児病態制御学演習Ⅲ			2	1・2
小児病態制御学演習Ⅳ			2	1・2
小児病態制御学実習Ⅰ			2	1・2



小兒病態制御学実習Ⅱ			2	1・2
小兒病態制御学論文研究Ⅰ			4	3・4
小兒病態制御学論文研究Ⅱ			4	3・4
放射線診断治療学演習Ⅰ			2	1・2
放射線診断治療学演習Ⅱ			2	1・2
放射線診断治療学演習Ⅲ			2	1・2
放射線診断治療学演習Ⅳ			2	1・2
放射線診断治療学実習Ⅰ			2	1・2
放射線診断治療学実習Ⅱ			2	1・2
放射線診断治療学論文研究Ⅰ			4	3・4
放射線診断治療学論文研究Ⅱ			4	3・4
臨床腫瘍学演習Ⅰ			2	1・2
臨床腫瘍学演習Ⅱ			2	1・2
臨床腫瘍学演習Ⅲ			2	1・2
臨床腫瘍学演習Ⅳ			2	1・2
臨床腫瘍学実習Ⅰ			2	1・2
臨床腫瘍学実習Ⅱ			2	1・2
臨床腫瘍学論文研究Ⅰ			4	3・4
臨床腫瘍学論文研究Ⅱ			4	3・4
歯科麻酔学演習Ⅰ			2	1・2
歯科麻酔学演習Ⅱ			2	1・2
歯科麻酔学演習Ⅲ			2	1・2
歯科麻酔学演習Ⅳ			2	1・2
歯科麻酔学実習Ⅰ			2	1・2
歯科麻酔学実習Ⅱ			2	1・2
歯科麻酔学論文研究Ⅰ			4	3・4
歯科麻酔学論文研究Ⅱ			4	3・4
歯科矯正学演習Ⅰ			2	1・2
歯科矯正学演習Ⅱ			2	1・2
歯科矯正学演習Ⅲ			2	1・2
歯科矯正学演習Ⅳ			2	1・2
歯科矯正学実習Ⅰ			2	1・2
歯科矯正学実習Ⅱ			2	1・2
歯科矯正学論文研究Ⅰ			4	3・4
歯科矯正学論文研究Ⅱ			4	3・4
小児歯科学演習Ⅰ			2	1・2
小児歯科学演習Ⅱ			2	1・2
小児歯科学演習Ⅲ			2	1・2
小児歯科学演習Ⅳ			2	1・2
小児歯科学実習Ⅰ			2	1・2
小児歯科学実習Ⅱ			2	1・2
小児歯科学論文研究Ⅰ			4	3・4
小児歯科学論文研究Ⅱ			4	3・4

齶蝕学演習Ⅰ			2	1・2
齶蝕学演習Ⅱ			2	1・2
齶蝕学演習Ⅲ			2	1・2
齶蝕学演習Ⅳ			2	1・2
齶蝕学実習Ⅰ			2	1・2
齶蝕学実習Ⅱ			2	1・2
齶蝕学論文研究Ⅰ			4	3・4
齶蝕学論文研究Ⅱ			4	3・4
歯周病学演習Ⅰ			2	1・2
歯周病学演習Ⅱ			2	1・2
歯周病学演習Ⅲ			2	1・2
歯周病学演習Ⅳ			2	1・2
歯周病学実習Ⅰ			2	1・2
歯周病学実習Ⅱ			2	1・2
歯周病学論文研究Ⅰ			4	3・4
歯周病学論文研究Ⅱ			4	3・4
口腔インプラント学演習Ⅰ			2	1・2
口腔インプラント学演習Ⅱ			2	1・2
口腔インプラント学演習Ⅲ			2	1・2
口腔インプラント学演習Ⅳ			2	1・2
口腔インプラント学実習Ⅰ			2	1・2
口腔インプラント学実習Ⅱ			2	1・2
口腔インプラント学論文研究Ⅰ			4	3・4
口腔インプラント学論文研究Ⅱ			4	3・4
歯科補綴学演習Ⅰ			2	1・2
歯科補綴学演習Ⅱ			2	1・2
歯科補綴学演習Ⅲ			2	1・2
歯科補綴学演習Ⅳ			2	1・2
歯科補綴学実習Ⅰ			2	1・2
歯科補綴学実習Ⅱ			2	1・2
歯科補綴学論文研究Ⅰ			4	3・4
歯科補綴学論文研究Ⅱ			4	3・4
口腔腫瘍治療学演習Ⅰ			2	1・2
口腔腫瘍治療学演習Ⅱ			2	1・2
口腔腫瘍治療学演習Ⅲ			2	1・2
口腔腫瘍治療学演習Ⅳ			2	1・2
口腔腫瘍治療学実習Ⅰ			2	1・2
口腔腫瘍治療学実習Ⅱ			2	1・2
口腔腫瘍治療学論文研究Ⅰ			4	3・4
口腔腫瘍治療学論文研究Ⅱ			4	3・4
顎・口腔再生外科学演習Ⅰ			2	1・2
顎・口腔再生外科学演習Ⅱ			2	1・2
顎・口腔再生外科学演習Ⅲ			2	1・2

	顎・口腔再生外科学演習Ⅳ		2	1・2
	顎・口腔再生外科学実習Ⅰ		2	1・2
	顎・口腔再生外科学実習Ⅱ		2	1・2
	顎・口腔再生外科学論文研究Ⅰ		4	3・4
	顎・口腔再生外科学論文研究Ⅱ		4	3・4
	頭頸部放射線学演習Ⅰ		2	1・2
	頭頸部放射線学演習Ⅱ		2	1・2
	頭頸部放射線学演習Ⅲ		2	1・2
	頭頸部放射線学演習Ⅳ		2	1・2
	頭頸部放射線学実習Ⅰ		2	1・2
	頭頸部放射線学実習Ⅱ		2	1・2
	頭頸部放射線学論文研究Ⅰ		4	3・4
	頭頸部放射線学論文研究Ⅱ		4	3・4
リハビリテーション科学	運動障害リハビリテーション学演習Ⅰ		2	1・2
	運動障害リハビリテーション学演習Ⅱ		2	1・2
	運動障害リハビリテーション学演習Ⅲ		2	1・2
	運動障害リハビリテーション学演習Ⅳ		2	1・2
	運動障害リハビリテーション学実習Ⅰ		2	1・2
	運動障害リハビリテーション学実習Ⅱ		2	1・2
	運動障害リハビリテーション学論文研究Ⅰ		4	3・4
	運動障害リハビリテーション学論文研究Ⅱ		4	3・4
	精神障害リハビリテーション学演習Ⅰ		2	1・2
	精神障害リハビリテーション学演習Ⅱ		2	1・2
	精神障害リハビリテーション学演習Ⅲ		2	1・2
	精神障害リハビリテーション学演習Ⅳ		2	1・2
	精神障害リハビリテーション学実習Ⅰ		2	1・2
	精神障害リハビリテーション学実習Ⅱ		2	1・2
	精神障害リハビリテーション学論文研究Ⅰ		4	3・4
	精神障害リハビリテーション学論文研究Ⅱ		4	3・4
	内部障害リハビリテーション学演習Ⅰ		2	1・2
	内部障害リハビリテーション学演習Ⅱ		2	1・2
	内部障害リハビリテーション学演習Ⅲ		2	1・2
	内部障害リハビリテーション学演習Ⅳ		2	1・2
	内部障害リハビリテーション学実習Ⅰ		2	1・2
	内部障害リハビリテーション学実習Ⅱ		2	1・2
	内部障害リハビリテーション学論文研究Ⅰ		4	3・4
	内部障害リハビリテーション学論文研究Ⅱ		4	3・4

	地域リハビリテーション学演習Ⅰ		2	1・2
	地域リハビリテーション学演習Ⅱ		2	1・2
	地域リハビリテーション学演習Ⅲ		2	1・2
	地域リハビリテーション学演習Ⅳ		2	1・2
	地域リハビリテーション学実習Ⅰ		2	1・2
	地域リハビリテーション学実習Ⅱ		2	1・2
	地域リハビリテーション学論文研究Ⅰ		4	3・4
	地域リハビリテーション学論文研究Ⅱ		4	3・4
展開医療薬学	先端臨床薬学特論		1	1・2
	先端薬物治療学特論		1	1・2
	医療薬学演習Ⅰ		2	1・2
	医療薬学演習Ⅱ		2	1・2
	医療薬学演習Ⅲ		2	1・2
	医療薬学演習Ⅳ		2	1・2
	医療薬学実習Ⅰ		2	1・2
	医療薬学実習Ⅱ		2	1・2
	医療薬学論文研究Ⅰ		4	3・4
	医療薬学論文研究Ⅱ		4	3・4
先導生命科学	放射線生物・防護学演習Ⅰ		2	1・2
	放射線生物・防護学演習Ⅱ		2	1・2
	放射線生物・防護学演習Ⅲ		2	1・2
	放射線生物・防護学演習Ⅳ		2	1・2
	放射線生物・防護学実習Ⅰ		2	1・2
	放射線生物・防護学実習Ⅱ		2	1・2
	放射線生物・防護学論文研究Ⅰ		4	3・4
	放射線生物・防護学論文研究Ⅱ		4	3・4
	比較動物医学演習Ⅰ		2	1・2
	比較動物医学演習Ⅱ		2	1・2
	比較動物医学演習Ⅲ		2	1・2
	比較動物医学演習Ⅳ		2	1・2
	比較動物医学実習Ⅰ		2	1・2
	比較動物医学実習Ⅱ		2	1・2
	比較動物医学論文研究Ⅰ		4	3・4
	比較動物医学論文研究Ⅱ		4	3・4
	ゲノム機能解析学演習Ⅰ		2	1・2
	ゲノム機能解析学演習Ⅱ		2	1・2
	ゲノム機能解析学演習Ⅲ		2	1・2
	ゲノム機能解析学演習Ⅳ		2	1・2
	ゲノム機能解析学実習Ⅰ		2	1・2
	ゲノム機能解析学実習Ⅱ		2	1・2
ゲノム機能解析学論文研究Ⅰ		4	3・4	
ゲノム機能解析学論文研究Ⅱ		4	3・4	
予防医学	予防医学演習Ⅰ		2	1・2

	予防医学演習Ⅱ		2	1・2
	予防医学演習Ⅲ		2	1・2
	予防医学演習Ⅳ		2	1・2
	予防医学実習Ⅰ		2	1・2
	予防医学実習Ⅱ		2	1・2
	予防医学論文研究Ⅰ		4	3・4
	予防医学論文研究Ⅱ		4	3・4
臨床医療科学	地域保健・福祉連携学演習Ⅰ		2	1・2
	地域保健・福祉連携学演習Ⅱ		2	1・2
	地域保健・福祉連携学演習Ⅲ		2	1・2
	地域保健・福祉連携学演習Ⅳ		2	1・2
	地域保健・福祉連携学実習Ⅰ		2	1・2
	地域保健・福祉連携学実習Ⅱ		2	1・2
	地域保健・福祉連携学論文研究Ⅰ		4	3・4
	地域保健・福祉連携学論文研究Ⅱ		4	3・4
	内分泌代謝病態制御学演習Ⅰ		2	1・2
	内分泌代謝病態制御学演習Ⅱ		2	1・2
	内分泌代謝病態制御学演習Ⅲ		2	1・2
	内分泌代謝病態制御学演習Ⅳ		2	1・2
	内分泌代謝病態制御学実習Ⅰ		2	1・2
	内分泌代謝病態制御学実習Ⅱ		2	1・2
	内分泌代謝病態制御学論文研究Ⅰ		4	3・4
	内分泌代謝病態制御学論文研究Ⅱ		4	3・4
	腎臓病態制御学演習Ⅰ		2	1・2
	腎臓病態制御学演習Ⅱ		2	1・2
	腎臓病態制御学演習Ⅲ		2	1・2
	腎臓病態制御学演習Ⅳ		2	1・2
	腎臓病態制御学実習Ⅰ		2	1・2
	腎臓病態制御学実習Ⅱ		2	1・2
	腎臓病態制御学論文研究Ⅰ		4	3・4
	腎臓病態制御学論文研究Ⅱ		4	3・4
	臨床薬物動態学演習Ⅰ		2	1・2
	臨床薬物動態学演習Ⅱ		2	1・2
	臨床薬物動態学演習Ⅲ		2	1・2
	臨床薬物動態学演習Ⅳ		2	1・2
	臨床薬物動態学実習Ⅰ		2	1・2
	臨床薬物動態学実習Ⅱ		2	1・2
	臨床薬物動態学論文研究Ⅰ		4	3・4
	臨床薬物動態学論文研究Ⅱ		4	3・4
	救命救急医療学演習Ⅰ		2	1・2
	救命救急医療学演習Ⅱ		2	1・2
救命救急医療学演習Ⅲ		2	1・2	
救命救急医療学演習Ⅳ		2	1・2	

	救命救急医療学実習Ⅰ			2	1・2
	救命救急医療学実習Ⅱ			2	1・2
	救命救急医療学論文研究Ⅰ			4	3・4
	救命救急医療学論文研究Ⅱ			4	3・4
	感染制御学演習Ⅰ			2	1・2
	感染制御学演習Ⅱ			2	1・2
	感染制御学演習Ⅲ			2	1・2
	感染制御学演習Ⅳ			2	1・2
	感染制御学実習Ⅰ			2	1・2
	感染制御学実習Ⅱ			2	1・2
	感染制御学論文研究Ⅰ			4	3・4
	感染制御学論文研究Ⅱ			4	3・4
臨床神経科学	分子神経科学演習Ⅰ			2	1・2
	分子神経科学演習Ⅱ			2	1・2
	分子神経科学演習Ⅲ			2	1・2
	分子神経科学演習Ⅳ			2	1・2
	分子神経科学実習Ⅰ			2	1・2
	分子神経科学実習Ⅱ			2	1・2
	分子神経科学論文研究Ⅰ			4	3・4
	分子神経科学論文研究Ⅱ			4	3・4
	免疫神経科学演習Ⅰ			2	1・2
	免疫神経科学演習Ⅱ			2	1・2
	免疫神経科学演習Ⅲ			2	1・2
	免疫神経科学演習Ⅳ			2	1・2
	免疫神経科学実習Ⅰ			2	1・2
	免疫神経科学実習Ⅱ			2	1・2
	免疫神経科学論文研究Ⅰ			4	3・4
	免疫神経科学論文研究Ⅱ			4	3・4

1.4 新興感染症病態制御学系専攻

講座等区分	授業科目	単位数			標準 履修年次
		必修	選択必修	選択	
感染免疫学	免疫機能制御学演習Ⅰ			2	1・2
	免疫機能制御学演習Ⅱ			2	1・2
	免疫機能制御学演習Ⅲ			2	1・2
	免疫機能制御学演習Ⅳ			2	1・2
	免疫機能制御学実習Ⅰ			2	1・2
	免疫機能制御学実習Ⅱ			2	1・2
	免疫機能制御学論文研究Ⅰ			4	3・4
	免疫機能制御学論文研究Ⅱ			4	3・4
	感染防御因子解析学演習Ⅰ			2	1・2
	感染防御因子解析学演習Ⅱ			2	1・2
	感染防御因子解析学演習Ⅲ			2	1・2
	感染防御因子解析学演習Ⅳ			2	1・2
	感染防御因子解析学実習Ⅰ			2	1・2
	感染防御因子解析学実習Ⅱ			2	1・2
	感染防御因子解析学論文研究Ⅰ			4	3・4
	感染防御因子解析学論文研究Ⅱ			4	3・4
	感染分子解析学演習Ⅰ			2	1・2
	感染分子解析学演習Ⅱ			2	1・2
	感染分子解析学演習Ⅲ			2	1・2
	感染分子解析学演習Ⅳ			2	1・2
	感染分子解析学実習Ⅰ			2	1・2
	感染分子解析学実習Ⅱ			2	1・2
	感染分子解析学論文研究Ⅰ			4	3・4
	感染分子解析学論文研究Ⅱ			4	3・4
	先進感染制御学演習Ⅰ			2	1・2
	先進感染制御学演習Ⅱ			2	1・2
	先進感染制御学演習Ⅲ			2	1・2
	先進感染制御学演習Ⅳ			2	1・2
	先進感染制御学実習Ⅰ			2	1・2
	先進感染制御学実習Ⅱ			2	1・2
	先進感染制御学論文研究Ⅰ			4	3・4
	先進感染制御学論文研究Ⅱ			4	3・4
	感染病態制御学演習Ⅰ			2	1・2
	感染病態制御学演習Ⅱ			2	1・2
感染病態制御学演習Ⅲ			2	1・2	
感染病態制御学演習Ⅳ			2	1・2	
感染病態制御学実習Ⅰ			2	1・2	
感染病態制御学実習Ⅱ			2	1・2	
感染病態制御学論文研究Ⅰ			4	3・4	
感染病態制御学論文研究Ⅱ			4	3・4	

	分子疫学演習Ⅰ		2	1・2
	分子疫学演習Ⅱ		2	1・2
	分子疫学演習Ⅲ		2	1・2
	分子疫学演習Ⅳ		2	1・2
	分子疫学実習Ⅰ		2	1・2
	分子疫学実習Ⅱ		2	1・2
	分子疫学論文研究Ⅰ		4	3・4
	分子疫学論文研究Ⅱ		4	3・4
	口腔病原微生物学演習Ⅰ		2	1・2
	口腔病原微生物学演習Ⅱ		2	1・2
	口腔病原微生物学演習Ⅲ		2	1・2
	口腔病原微生物学演習Ⅳ		2	1・2
	口腔病原微生物学実習Ⅰ		2	1・2
	口腔病原微生物学実習Ⅱ		2	1・2
	口腔病原微生物学論文研究Ⅰ		4	3・4
	口腔病原微生物学論文研究Ⅱ		4	3・4
	感染分子薬学演習Ⅰ		2	1・2
	感染分子薬学演習Ⅱ		2	1・2
	感染分子薬学演習Ⅲ		2	1・2
	感染分子薬学演習Ⅳ		2	1・2
	感染分子薬学実習Ⅰ		2	1・2
	感染分子薬学実習Ⅱ		2	1・2
	感染分子薬学論文研究Ⅰ		4	3・4
	感染分子薬学論文研究Ⅱ		4	3・4
熱帯感染症学	病原細菌学演習Ⅰ		2	1・2
	病原細菌学演習Ⅱ		2	1・2
	病原細菌学演習Ⅲ		2	1・2
	病原細菌学演習Ⅳ		2	1・2
	病原細菌学実習Ⅰ		2	1・2
	病原細菌学実習Ⅱ		2	1・2
	病原細菌学論文研究Ⅰ		4	3・4
	病原細菌学論文研究Ⅱ		4	3・4
	病原原虫学演習Ⅰ		2	1・2
	病原原虫学演習Ⅱ		2	1・2
	病原原虫学演習Ⅲ		2	1・2
	病原原虫学演習Ⅳ		2	1・2
	病原原虫学実習Ⅰ		2	1・2
	病原原虫学実習Ⅱ		2	1・2
	病原原虫学論文研究Ⅰ		4	3・4
	病原原虫学論文研究Ⅱ		4	3・4
	熱帯ウイルス病学演習Ⅰ		2	1・2
	熱帯ウイルス病学演習Ⅱ		2	1・2
	熱帯ウイルス病学演習Ⅲ		2	1・2



熱帯ウイルス病学演習Ⅳ			2	1・2
熱帯ウイルス病学実習Ⅰ			2	1・2
熱帯ウイルス病学実習Ⅱ			2	1・2
熱帯ウイルス病学論文研究Ⅰ			4	3・4
熱帯ウイルス病学論文研究Ⅱ			4	3・4
新興ウイルス病学演習Ⅰ			2	1・2
新興ウイルス病学演習Ⅱ			2	1・2
新興ウイルス病学演習Ⅲ			2	1・2
新興ウイルス病学演習Ⅳ			2	1・2
新興ウイルス病学実習Ⅰ			2	1・2
新興ウイルス病学実習Ⅱ			2	1・2
新興ウイルス病学論文研究Ⅰ			4	3・4
新興ウイルス病学論文研究Ⅱ			4	3・4
熱帯寄生虫学演習Ⅰ			2	1・2
熱帯寄生虫学演習Ⅱ			2	1・2
熱帯寄生虫学演習Ⅲ			2	1・2
熱帯寄生虫学演習Ⅳ			2	1・2
熱帯寄生虫学実習Ⅰ			2	1・2
熱帯寄生虫学実習Ⅱ			2	1・2
熱帯寄生虫学論文研究Ⅰ			4	3・4
熱帯寄生虫学論文研究Ⅱ			4	3・4
分子免疫遺伝学演習Ⅰ			2	1・2
分子免疫遺伝学演習Ⅱ			2	1・2
分子免疫遺伝学演習Ⅲ			2	1・2
分子免疫遺伝学演習Ⅳ			2	1・2
分子免疫遺伝学実習Ⅰ			2	1・2
分子免疫遺伝学実習Ⅱ			2	1・2
分子免疫遺伝学論文研究Ⅰ			4	3・4
分子免疫遺伝学論文研究Ⅱ			4	3・4
臨床熱帯医学演習Ⅰ			2	1・2
臨床熱帯医学演習Ⅱ			2	1・2
臨床熱帯医学演習Ⅲ			2	1・2
臨床熱帯医学演習Ⅳ			2	1・2
臨床熱帯医学実習Ⅰ			2	1・2
臨床熱帯医学実習Ⅱ			2	1・2
臨床熱帯医学論文研究Ⅰ			4	3・4
臨床熱帯医学論文研究Ⅱ			4	3・4
熱帯医学情報学演習Ⅰ			2	1・2
熱帯医学情報学演習Ⅱ			2	1・2
熱帯医学情報学演習Ⅲ			2	1・2
熱帯医学情報学演習Ⅳ			2	1・2
熱帯医学情報学実習Ⅰ			2	1・2
熱帯医学情報学実習Ⅱ			2	1・2

熱帯医学情報学論文研究 I			4	3・4
熱帯医学情報学論文研究 II			4	3・4
生物環境学演習 I			2	1・2
生物環境学演習 II			2	1・2
生物環境学演習 III			2	1・2
生物環境学演習 IV			2	1・2
生物環境学実習 I			2	1・2
生物環境学実習 II			2	1・2
生物環境学論文研究 I			4	3・4
生物環境学論文研究 II			4	3・4
国際保健学演習 I			2	1・2
国際保健学演習 II			2	1・2
国際保健学演習 III			2	1・2
国際保健学演習 IV			2	1・2
国際保健学実習 I			2	1・2
国際保健学実習 II			2	1・2
国際保健学論文研究 I			4	3・4
国際保健学論文研究 II			4	3・4
熱帯小児感染症学演習 I			2	1・2
熱帯小児感染症学演習 II			2	1・2
熱帯小児感染症学演習 III			2	1・2
熱帯小児感染症学演習 IV			2	1・2
熱帯小児感染症学実習 I			2	1・2
熱帯小児感染症学実習 II			2	1・2
熱帯小児感染症学論文研究 I			4	3・4
熱帯小児感染症学論文研究 II			4	3・4
臨床開発学演習 I			2	1・2
臨床開発学演習 II			2	1・2
臨床開発学演習 III			2	1・2
臨床開発学演習 IV			2	1・2
臨床開発学実習 I			2	1・2
臨床開発学実習 II			2	1・2
臨床開発学論文研究 I			4	3・4
臨床開発学論文研究 II			4	3・4
熱帯細菌学演習 I			2	1・2
熱帯細菌学演習 II			2	1・2
熱帯細菌学演習 III			2	1・2
熱帯細菌学演習 IV			2	1・2
熱帯細菌学実習 I			2	1・2
熱帯細菌学実習 II			2	1・2
熱帯細菌学論文研究 I			4	3・4
熱帯細菌学論文研究 II			4	3・4
熱帯微生物学演習 I			2	1・2

	熱帯微生物学演習Ⅱ		2	1・2
	熱帯微生物学演習Ⅲ		2	1・2
	熱帯微生物学演習Ⅳ		2	1・2
	熱帯微生物学実習Ⅰ		2	1・2
	熱帯微生物学実習Ⅱ		2	1・2
	熱帯微生物学論文研究Ⅰ		4	3・4
	熱帯微生物学論文研究Ⅱ		4	3・4
肝臓病学	臓器統合制御学演習Ⅰ		2	1・2
	臓器統合制御学演習Ⅱ		2	1・2
	臓器統合制御学演習Ⅲ		2	1・2
	臓器統合制御学演習Ⅳ		2	1・2
	臓器統合制御学実習Ⅰ		2	1・2
	臓器統合制御学実習Ⅱ		2	1・2
	臓器統合制御学論文研究Ⅰ		4	3・4
	臓器統合制御学論文研究Ⅱ		4	3・4
	医療政策学演習Ⅰ		2	1・2
	医療政策学演習Ⅱ		2	1・2
	医療政策学演習Ⅲ		2	1・2
	医療政策学演習Ⅳ		2	1・2
	医療政策学実習Ⅰ		2	1・2
	医療政策学実習Ⅱ		2	1・2
	医療政策学論文研究Ⅰ		4	3・4
	医療政策学論文研究Ⅱ		4	3・4
	ウイルス肝炎治療学演習Ⅰ		2	1・2
	ウイルス肝炎治療学演習Ⅱ		2	1・2
	ウイルス肝炎治療学演習Ⅲ		2	1・2
	ウイルス肝炎治療学演習Ⅳ		2	1・2
	ウイルス肝炎治療学実習Ⅰ		2	1・2
	ウイルス肝炎治療学実習Ⅱ		2	1・2
	ウイルス肝炎治療学論文研究Ⅰ		4	3・4
	ウイルス肝炎治療学論文研究Ⅱ		4	3・4
	先端医療学演習Ⅰ		2	1・2
	先端医療学演習Ⅱ		2	1・2
	先端医療学演習Ⅲ		2	1・2
	先端医療学演習Ⅳ		2	1・2
	先端医療学実習Ⅰ		2	1・2
	先端医療学実習Ⅱ		2	1・2
	先端医療学論文研究Ⅰ		4	3・4
	先端医療学論文研究Ⅱ		4	3・4
	分子免疫学演習Ⅰ		2	1・2
分子免疫学演習Ⅱ		2	1・2	
分子免疫学演習Ⅲ		2	1・2	
分子免疫学演習Ⅳ		2	1・2	

	分子免疫学實習 I		2	1・2
	分子免疫学實習 II		2	1・2
	分子免疫学論文研究 I		4	3・4
	分子免疫学論文研究 II		4	3・4
	機能形態学演習 I		2	1・2
	機能形態学演習 II		2	1・2
	機能形態学演習 III		2	1・2
	機能形態学演習 IV		2	1・2
	機能形態学實習 I		2	1・2
	機能形態学實習 II		2	1・2
	機能形態学論文研究 I		4	3・4
	機能形態学論文研究 II		4	3・4
	肝臟病理学演習 I		2	1・2
	肝臟病理学演習 II		2	1・2
	肝臟病理学演習 III		2	1・2
	肝臟病理学演習 IV		2	1・2
	肝臟病理学實習 I		2	1・2
	肝臟病理学實習 II		2	1・2
	肝臟病理学論文研究 I		4	3・4
	肝臟病理学論文研究 II		4	3・4
抗酸菌感染症学	基礎抗酸菌症学演習 I		2	1・2
	基礎抗酸菌症学演習 II		2	1・2
	基礎抗酸菌症学演習 III		2	1・2
	基礎抗酸菌症学演習 IV		2	1・2
	基礎抗酸菌症学實習 I		2	1・2
	基礎抗酸菌症学實習 II		2	1・2
	基礎抗酸菌症学論文研究 I		4	3・4
	基礎抗酸菌症学論文研究 II		4	3・4
	臨床抗酸菌症学演習 I		2	1・2
	臨床抗酸菌症学演習 II		2	1・2
	臨床抗酸菌症学演習 III		2	1・2
	臨床抗酸菌症学演習 IV		2	1・2
	臨床抗酸菌症学實習 I		2	1・2
	臨床抗酸菌症学實習 II		2	1・2
	臨床抗酸菌症学論文研究 I		4	3・4
	臨床抗酸菌症学論文研究 II		4	3・4

15 放射線医療科学専攻

講座等区分	授業科目	単位数			標準 履修年次
		必修	選択必修	選択	
社会医学	放射線災害医療学演習Ⅰ			2	1・2
	放射線災害医療学演習Ⅱ			2	1・2
	放射線災害医療学演習Ⅲ			2	1・2
	放射線災害医療学演習Ⅳ			2	1・2
	放射線災害医療学実習Ⅰ			2	1・2
	放射線災害医療学実習Ⅱ			2	1・2
	放射線災害医療学論文研究Ⅰ			4	3・4
	放射線災害医療学論文研究Ⅱ			4	3・4
	国際保健医療福祉学演習Ⅰ			2	1・2
	国際保健医療福祉学演習Ⅱ			2	1・2
	国際保健医療福祉学演習Ⅲ			2	1・2
	国際保健医療福祉学演習Ⅳ			2	1・2
	国際保健医療福祉学実習Ⅰ			2	1・2
	国際保健医療福祉学実習Ⅱ			2	1・2
	国際保健医療福祉学論文研究Ⅰ			4	3・4
	国際保健医療福祉学論文研究Ⅱ			4	3・4
	健康リスク管理学演習Ⅰ			2	1・2
	健康リスク管理学演習Ⅱ			2	1・2
	健康リスク管理学演習Ⅲ			2	1・2
	健康リスク管理学演習Ⅳ			2	1・2
健康リスク管理学実習Ⅰ			2	1・2	
健康リスク管理学実習Ⅱ			2	1・2	
健康リスク管理学論文研究Ⅰ			4	3・4	
健康リスク管理学論文研究Ⅱ			4	3・4	
放射線生命科学	幹細胞生物学演習Ⅰ			2	1・2
	幹細胞生物学演習Ⅱ			2	1・2
	幹細胞生物学演習Ⅲ			2	1・2
	幹細胞生物学演習Ⅳ			2	1・2
	幹細胞生物学実習Ⅰ			2	1・2
	幹細胞生物学実習Ⅱ			2	1・2
	幹細胞生物学論文研究Ⅰ			4	3・4
	幹細胞生物学論文研究Ⅱ			4	3・4
	人類遺伝学演習Ⅰ			2	1・2
	人類遺伝学演習Ⅱ			2	1・2
	人類遺伝学演習Ⅲ			2	1・2
	人類遺伝学演習Ⅳ			2	1・2
	人類遺伝学実習Ⅰ			2	1・2
	人類遺伝学実習Ⅱ			2	1・2
	人類遺伝学論文研究Ⅰ			4	3・4
	人類遺伝学論文研究Ⅱ			4	3・4

	分子医学演習Ⅰ		2	1・2	
	分子医学演習Ⅱ		2	1・2	
	分子医学演習Ⅲ		2	1・2	
	分子医学演習Ⅳ		2	1・2	
	分子医学実習Ⅰ		2	1・2	
	分子医学実習Ⅱ		2	1・2	
	分子医学論文研究Ⅰ		4	3・4	
	分子医学論文研究Ⅱ		4	3・4	
原爆・ヒバクシャ医療科学	血液内科学演習Ⅰ		2	1・2	
	血液内科学演習Ⅱ		2	1・2	
	血液内科学演習Ⅲ		2	1・2	
	血液内科学演習Ⅳ		2	1・2	
	血液内科学実習Ⅰ		2	1・2	
	血液内科学実習Ⅱ		2	1・2	
	血液内科学論文研究Ⅰ		4	3・4	
	血液内科学論文研究Ⅱ		4	3・4	
	腫瘍・診断病理学演習Ⅰ		2	1・2	
	腫瘍・診断病理学演習Ⅱ		2	1・2	
	腫瘍・診断病理学演習Ⅲ		2	1・2	
	腫瘍・診断病理学演習Ⅳ		2	1・2	
	腫瘍・診断病理学実習Ⅰ		2	1・2	
	腫瘍・診断病理学実習Ⅱ		2	1・2	
	腫瘍・診断病理学論文研究Ⅰ		4	3・4	
	腫瘍・診断病理学論文研究Ⅱ		4	3・4	
	アイソトープ診断治療学演習Ⅰ		2	1・2	
	アイソトープ診断治療学演習Ⅱ		2	1・2	
	アイソトープ診断治療学演習Ⅲ		2	1・2	
	アイソトープ診断治療学演習Ⅳ		2	1・2	
	アイソトープ診断治療学実習Ⅰ		2	1・2	
	アイソトープ診断治療学実習Ⅱ		2	1・2	
	アイソトープ診断治療学論文研究Ⅰ		4	3・4	
	アイソトープ診断治療学論文研究Ⅱ		4	3・4	
	国際ヒバクシャ医療学	国際ヒバクシャ医療学演習Ⅰ		2	1・2
		国際ヒバクシャ医療学演習Ⅱ		2	1・2
		国際ヒバクシャ医療学演習Ⅲ		2	1・2
		国際ヒバクシャ医療学演習Ⅳ		2	1・2
国際ヒバクシャ医療学実習Ⅰ			2	1・2	
国際ヒバクシャ医療学実習Ⅱ			2	1・2	
国際ヒバクシャ医療学論文研究Ⅰ			4	3・4	
国際ヒバクシャ医療学論文研究Ⅱ			4	3・4	

## 16 生命薬科学専攻（博士前期課程）

講座等区分	授業科目	単位数			標準 履修年次
		必修	選択必修	選択	
共通科目	創薬プロセス特論Ⅰ			1	1・2
	創薬プロセス特論Ⅱ			1	1・2
	創薬プロセス特論Ⅲ			1	1・2
	創薬プロセス特論Ⅳ			1	1・2
	特別薬科学演習Ⅰ			1	1・2
	特別薬科学演習Ⅱ			1	1・2
	生命薬科学トピックスⅠ			1	1・2
	生命薬科学トピックスⅡ			1	1・2
分子創薬科学	メディシナルケミストリー特論Ⅰ			1	1・2
	メディシナルケミストリー特論Ⅱ			1	1・2
	メディシナルケミストリー特論Ⅲ			1	1・2
	メディシナルケミストリー特論Ⅳ			1	1・2
	メディシナルケミストリー特論Ⅴ			1	1・2
	メディシナルケミストリー特論Ⅵ			1	1・2
	メディカルバイオ特論Ⅰ			1	1・2
	メディカルバイオ特論Ⅱ			1	1・2
	メディカルバイオ特論Ⅲ			1	1・2
	メディカルバイオ特論Ⅳ			1	1・2
	メディカルバイオ特論Ⅴ			1	1・2
	メディカルバイオ特論Ⅵ			1	1・2
	メディカルバイオ特論Ⅶ			1	1・2
	メディカルバイオ特論Ⅷ			1	1・2
	* Bioorganic Chemistry for Environmental Science I			1	1・2
	* Bioorganic Chemistry for Environmental Science II			1	1・2
	* Cell Biology for Health Science I			1	1・2
	* Cell Biology for Health Science II			1	1・2
	* Pharmacology of Pain and Drug Abuse I			1	1・2
	* Pharmacology of Pain and Drug Abuse II			1	1・2
	* Pharmaceutical Organic Chemistry for Infectious Diseases I			1	1・2
	* Pharmaceutical Organic Chemistry for Infectious Diseases II			1	1・2
	* Synthesis of Drugs for Infectious Diseases I			1	1・2
* Synthesis of Drugs for Infectious Diseases II			1	1・2	
* Biotechnology for Infectious Diseases I			1	1・2	

	* Biotechnology for Infectious Diseases II			1	1・2
	* Molecular Biology of Infectious Agents I			1	1・2
	* Molecular Biology of Infectious Agents II			1	1・2
	分子創薬科学演習 I	4			1～2
	分子創薬科学特別実験	1 6			1～2
	* Exercise Biomedical Sciences	4			1～2
	* Experiment Biomedical Sciences	1 6			1～2
天然薬物学	天然薬物資源学特論 I			1	1・2
	天然薬物資源学特論 II			1	1・2
	天然薬物資源学特論 III			1	1・2
	天然薬物資源学特論 IV			1	1・2
	* Natural Product Chemistry for Infectious Diseases I			1	1・2
	* Natural Product Chemistry for Infectious Diseases II			1	1・2
	* Resources of Marine Natural Medicines for Infectious Diseases			0.5	1・2
	* Resources of Natural Medicines for Infectious Diseases			0.5	1・2
	天然薬物資源学演習 I	4			1～2
	天然薬物資源学特別実験	1 6			1～2
	* Exercise Biomedical Sciences	4			1～2
	* Experiment Biomedical Sciences	1 6			1～2
健康薬科学	ヘルスサイエンス特論 I			1	1・2
	ヘルスサイエンス特論 II			1	1・2
	ヘルスサイエンス特論 III			1	1・2
	ヘルスサイエンス特論 IV			1	1・2
	ヘルスサイエンス特論 V			1	1・2
	ヘルスサイエンス特論 VI			1	1・2
	* Chemistry of Biofunctional Molecules for Infectious Diseases I			1	1・2
	* Chemistry of Biofunctional Molecules for Infectious Diseases II			1	1・2
	* Inorganic Chemistry in Health and Environmental Sciences I			1	1・2
	* Inorganic Chemistry in Health and Environmental Sciences II			1	1・2
	* Analytical Chemistry in Health and Environmental Sciences I			1	1・2
	* Analytical Chemistry in Health and Environmental Sciences II			1	1・2



	健康薬科学演習 I	4			1~2
	健康薬科学特別実験	16			1~2
	* Exercise Biomedical Sciences	4			1~2
	* Experiment Biomedical Sciences	16			1~2
臨床薬学	臨床応用薬学特論 I			1	1・2
	臨床応用薬学特論 II			1	1・2
	臨床応用薬学特論 III			1	1・2
	臨床応用薬学特論 IV			1	1・2
	臨床薬学演習 I	4			1~2
	臨床薬学特別実験	16			1~2
	* Exercise Biomedical Sciences	4			1~2
	* Experiment Biomedical Sciences	16			1~2

備考 授業科目欄の\*印は、特別コースの授業科目を示す。

#### 17 生命薬科学専攻（博士後期課程）

講座等区分	科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
			必修	選択必修	選択	
分子創薬科学		分子創薬科学演習 II	2			1
		分子創薬科学演習 III	2			2
		分子創薬科学演習 IV			2	2・3
		国際分子創薬科学演習			1	1・2・3
		分子創薬科学論文研究 I	4			2
		分子創薬科学論文研究 II			2	2・3
	E	Bioorganic Chemistry for Environmental Science III			1	1・2・3
	E	Bioorganic Chemistry for Environmental Science IV			1	1・2・3
	E	Cell Biology for Health Science III			1	1・2・3
	E	Cell Biology for Health Science IV			1	1・2・3
	E	Pharmacology of Pain and Drug Abuse III			1	1・2・3
	E	Pharmacology of Pain and Drug Abuse IV			1	1・2・3
	E	Pharmaceutical Organic Chemistry for Infectious Diseases III			1	1・2・3
	E	Pharmaceutical Organic Chemistry for Infectious Diseases IV			1	1・2・3
	E	Synthesis of Drugs for Infectious Diseases III			1	1・2・3
	E	Synthesis of Drugs for Infectious Diseases IV			1	1・2・3
	E	Biotechnology for Infectious Diseases III			1	1・2・3
	E	Biotechnology for Infectious Diseases IV			1	1・2・3

	E	Molecular Biology of Infectious Agents III			1	1・2・3	
	E	Molecular Biology of Infectious Agents IV			1	1・2・3	
		Exercise Biomedical Sciences	6			1~3	
		Experiment Biomedical Sciences	4			1~3	
天然薬物学		天然薬物資源学演習Ⅱ	2			1	
		天然薬物資源学演習Ⅲ	2			2	
		天然薬物資源学演習Ⅳ			2	2・3	
		国際天然薬物資源学演習			1	1・2・3	
		天然薬物資源学論文研究Ⅰ	4			2	
		天然薬物資源学論文研究Ⅱ			2	2・3	
		E	Natural Product Chemistry for Infectious Diseases III			1	1・2・3
		E	Natural Product Chemistry for Infectious Diseases IV			1	1・2・3
			Exercise Biomedical Sciences	6			1~3
		Experiment Biomedical Sciences	4			1~3	
健康薬科学		健康薬科学演習Ⅱ	2			1	
		健康薬科学演習Ⅲ	2			2	
		健康薬科学演習Ⅳ			2	2・3	
		国際健康薬科学演習			1	1・2・3	
		健康薬科学論文研究Ⅰ	4			2	
		健康薬科学論文研究Ⅱ			2	2・3	
		E	Chemistry of Biofunctional Molecules for Infectious Diseases III			1	1・2・3
		E	Chemistry of Biofunctional Molecules for Infectious Diseases IV			1	1・2・3
		E	Inorganic Chemistry in Health and Environmental Sciences III			1	1・2・3
		E	Inorganic Chemistry in Health and Environmental Sciences IV			1	1・2・3
		E	Analytical Chemistry in Health and Environmental Sciences III			1	1・2・3
		E	Analytical Chemistry in Health and Environmental Sciences IV			1	1・2・3
			Exercise Biomedical Sciences	6			1~3
			Experiment Biomedical Sciences	4			1~3

別表第2

熱帯医学専攻の最低修得単位数

講座等区分	修得単位数
熱帯医学専攻の共通基礎科目	6 単位
熱帯医学関連科目	24 単位
合計	30 単位

別表第3

- 1 保健学専攻（遺伝看護・遺伝カウンセリングコース，がん看護専門看護師養成コース，がん看護地域貢献看護師養成コース，放射線看護専門看護師養成コース及び助産師養成コースを除く。）の最低修得単位数

講座等区分	修得単位数
全分野共通科目	6 単位以上
講座共通科目	4 単位以上
分野専門科目（備考1）	14 単位以上
その他（備考2）	6 単位以上
合計	30 単位以上

備考

- 1 指導教員が指定する分野専門科目14単位（特論2単位，セミナー2単位及び特別研究10単位）以上を履修する。
- 2 全分野共通科目，講座共通科目及び分野専門科目のうち指導教員と相談の上，選択履修する。この場合において，他の講座が開設する授業科目2単位までをこれに代えることができる。

- 2 保健学専攻における遺伝看護・遺伝カウンセリングコースの最低修得単位数

講座等区分	修得単位数
保健学専攻の全分野共通科目	保健医療社会学特論 2 単位
保健学専攻看護学講座健康推進看護学 分野の専門科目	遺伝看護セミナー 2 単位
	看護倫理 2 単位
	健康推進看護学分野特別研究 10 単位
研究科が開設する遺伝看護関連科目	分子遺伝系 2 単位
	基礎遺伝解析学演習 2 単位
	遺伝医療学 2 単位
	医療情報学 1 単位
	遺伝情報学 1 単位
	カウンセリング技法 1 単位
	遺伝看護実習 1 単位
遺伝カウンセリング実習 6 単位	
合計	32 単位

備考 遺伝看護・遺伝カウンセリングコースの学生は，必修科目の他に保健学専攻の全分野共通科目及び看護学講座の授業科目を履修することができる。

### 3 保健学専攻におけるがん看護専門看護師養成コースの最低修得単位数

講座等区分		修得単位数
保健学専攻の全分野共通科目	研究方法特論	8 単位以上
保健学専攻看護学講座の共通科目	コンサルテーション特論	
	看護管理学特論	
	看護倫理	
	看護理論	
研究科が開設するがん看護関連科目	看護教育論	2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 4 単位 2 単位 4 単位
	集学的がん治療学特論	
	がん看護特論	
	がん看護援助論Ⅰ	
	がん看護援助論Ⅱ	
	化学療法看護	
	緩和ケア	
	がん看護学実習Ⅰ	
がん看護学実習Ⅱ		
がん看護学課題研究	4 単位	
合計		30 単位

備考 がん看護専門看護師養成コースの学生は、必修科目の他に保健学専攻の全分野共通科目及び看護学講座の授業科目を履修することができる。

### 4 保健学専攻におけるがん看護地域貢献看護師養成コースの最低修得単位数

講座等区分		修得単位数
保健学専攻の全分野共通科目	研究方法特論	8 単位以上
	保健統計学特論	
	保健医療社会学特論	
保健学専攻看護学講座の共通科目	コンサルテーション特論	
	ヘルスプロモーション特論	
	看護管理学特論	
	看護倫理	
	看護理論	
	看護教育論	
研究科が開設するがん看護関連科目	集学的がん治療学特論	2 単位
	がん看護特論	2 単位
	がん看護援助論Ⅰ	2 単位
	緩和ケア	2 単位
	地域がん看護マネジメント論	2 単位
	地域がん看護学実習	2 単位
	健康推進看護学分野特別研究	10 単位
合計		30 単位

備考 がん看護地域貢献看護師養成コースの学生は、必修科目の他に保健学専攻の全分野共通科目、看護学講座の授業科目及びがん看護専門看護師養成コースの授業科目を履修することができる。

5 保健学専攻における放射線看護専門看護師養成コースの最低修得単位数

講座等区分		修得単位数
保健学専攻の全分野共通科目	研究方法特論	2 単位
保健学専攻看護学講座の共通科目	コンサルテーション特論	2 単位
	看護管理学特論	2 単位
	看護倫理	2 単位
研究科が開設する放射線看護関連科目	基礎放射線学	2 単位
	被ばく影響学	2 単位
	臨床放射線医学	2 単位
	放射線看護学	2 単位
	放射線ヘルスプロモーション看護学	2 単位
	放射線防護看護学	2 単位
	放射線看護学実習	6 単位
	放射線看護学課題研究	4 単位
合計		30 単位

備考 放射線看護専門看護師養成コースの学生は、必修科目の他に保健学専攻の全分野共通科目及び看護学講座の授業科目を履修することができる。

6 保健学専攻における助産師養成コースの最低修得単位数

講座等区分		修得単位数
保健学専攻の全分野共通科目		6 単位以上
保健学専攻看護学講座の講座共通科目		4 単位以上
保健学専攻看護学講座の分野専門科目（備考1）		14 単位以上
その他（備考2）		6 単位以上
研究科が開設する助産師関連科目	助産業務管理学	1 単位
	地域・国際助産学	1 単位
	助産業務管理学演習	1 単位
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	1 単位
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ演習	1 単位
	妊婦助産診断・ケア学	2 単位
	産婦助産診断・ケア学	4 単位
	褥婦助産診断・ケア学	1 単位
	新生児助産診断・ケア学	1 単位
	周産期メンタルヘルス	1 単位
	高度助産技術実践論	2 単位
	周産期救急ケア演習	1 単位
	助産学実習Ⅰ	2 単位
	助産学実習Ⅱ	7 単位
	地域・国際助産学実習	2 単位
合計		58 単位以上

備考

1. 助産師養成コースの学生は、指導教員が指定する保健学専攻看護学講座の分野専門科目14単位（特論2単位、セミナー2単位及び特別研究10単位）以上を履修する。

- 2 助産師養成コースの学生は、保健学専攻の全分野共通科目並びに看護学講座の講座共通科目及び分野専門科目のうち指導教員と相談の上、選択履修する。この場合において、国際健康開発研究科が開設する授業科目2単位までをこれに代えることができる。

別表第4

医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻（各専攻のがん専門医師・歯科医師養成コース、がん地域貢献医師・歯科医師養成コース、がん専門薬剤師養成コース、がん地域貢献薬剤師養成コース、専門薬剤師養成コース、コーディネーター養成コース、感染症研究者養成コース、感染症専門医養成コース及び熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースを除く。）の最低修得単位数

講座等区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2単位
	生命医療科学概論	2単位以上
	生命医療科学特論	4単位以上
	生命医療科学実習	
	小計	8単位以上
主科目	所属専攻が開設する授業科目（備考1）	16単位以上
副科目	研究科が開設する授業科目（備考2）	6単位以上
合計		30単位以上

備考

- 1 学生が所属する専攻が開設する演習、実習及び論文研究から、16単位以上を主科目として選択する。ただし、展開医療薬学講座の学生にとっては、主科目のうち2単位を学生の選んだ専門分野に関連の深い副科目を履修して主科目の単位に代えることができる。
- 2 研究科が開講するすべての専門科目から、6単位以上を選択する。ただし、展開医療薬学講座の学生にとっては、指定する授業科目のうちから6単位以上を選択する。

別表第5

1 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻のがん専門医師・歯科医師養成コースの最低修得単位数

講座等区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2単位
	生命医療科学概論	1単位以上
	生命医療科学特論	
がん専門医師・歯科医師養成コースの科目	集学的がん治療学特論	3単位
	集学的がん治療学実習	2単位
	在宅・地域医療実習	1単位
	海外連携セミナー	1単位
	研究科が指定するがん関連科目	8単位以上
	研究科が開設するがん関連科目	6単位以上
主科目	所属専攻が開設する授業科目	8単位以上
合計		32単位以上

2 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻のがん地域貢献医師・歯科医師養成コースの最低修得単位数

講座等区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2単位
	生命医療科学概論	1単位以上
	生命医療科学特論	
がん地域貢献医師・歯科医師養成コースの科目	集学的がん治療学特論	3単位
	集学的がん治療学実習	2単位
	離島・僻地病院実習	2単位
	研究科が指定するがん関連科目	8単位以上
	研究科が開設するがん関連科目	6単位以上
主科目	所属専攻が開設する授業科目	8単位以上
合計		32単位以上

## 別表第 6

## 1 医療科学専攻のがん専門薬剤師養成コース及びがん地域貢献薬剤師養成コースの最低修得単位数

講座等区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2 単位
	生命医療科学概論	1 単位以上
	生命医療科学特論	
	生命医療科学実習	
がん専門薬剤師養成コース及びがん地域貢献薬剤師養成コースの科目	集学的がん治療学特論	3 単位
	集学的がん治療学実習	2 単位
	研究科が指定するがん関連科目	4 単位以上
	研究科が開設するがん関連科目	
	研究科が開設するがん拠点病院における実習	8 単位
主科目	所属専攻が開設する授業科目	1 2 単位以上
合計		3 2 単位以上

備考 研究科が開設するがん拠点病院における実習については、がん専門薬剤師養成コースの学生はがん専門薬剤師養成実習を、がん地域貢献薬剤師養成コースの学生はがん地域貢献薬剤師養成実習を履修すること。

## 2 医療科学専攻の専門薬剤師養成コース及びコーディネーター養成コースの最低修得単位数

講座等区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2 単位
	生命医療科学概論	2 単位以上
	生命医療科学特論	4 単位以上
	生命医療科学実習	
専門薬剤師養成コース及びコーディネーター養成コースの科目	研究科が開設する病院における実習（備考 1）	4 単位又は 8 単位
主科目	所属専攻が開設する授業科目（備考 2）	1 2 単位以上
副科目	所属専攻が開設する授業科目のうち、主科目以外の専門領域に関連する授業科目（備考 3）	4 単位又は 8 単位以上
合計		3 2 単位以上

## 備考

- 1 研究科が開設する病院における 5 つの実習コースから、1 コースか 2 コースを必ず選択する。
- 2 1 コース又は 2 コースの実習の選択にかかわらず、所属専攻が開設する授業科目（主科目）を 1 2 単位以上選択する。
- 3 それぞれの専門領域（感染制御、糖尿病、精神科、妊婦・授乳婦、コーディネーター）に関連する診療科が開設する授業科目（副科目）は、実習で 1 コースを選択した場合は 8 単位以上を、2 コースを選択した場合は 4 単位以上を選択する。



## 別表第7

## 1 新興感染症病態制御学系専攻の感染症研究者養成コース及び感染症専門医養成コースの最低修得単位数

コース	講座等区分		修得単位数
感染症研究者養成コース	共通科目	生命医療科学セミナー	2単位
		生命医療科学概論	1単位以上
		生命医療科学特論	
	コース科目	感染症研究者養成コース	4単位以上
	主科目	所属専攻が開設する授業科目（備考1）	16単位以上
	副科目	研究科が開設する授業科目（備考2）	8単位以上
合計			31単位以上
感染症専門医養成コース	共通科目	生命医療科学セミナー	2単位
		生命医療科学概論	1単位以上
		生命医療科学特論	
	コース科目	感染症専門医養成コース	5単位以上
	主科目	所属専攻が開設する授業科目（備考1）	16単位以上
	副科目	研究科が開設する授業科目（備考2）	8単位以上
合計			32単位以上

## 備考

- 1 新興感染症病態制御学系専攻が開設する演習、実習及び論文研究から、16単位以上を主科目として選択する。ただし、その場合であっても、主科目のうち8単位を学生の選んだ専門分野に関連の深い副科目を履修して主科目の単位に代えることができる。
- 2 研究科が開講するすべての専門科目から、8単位以上を選択する。

## 2 新興感染症病態制御学系専攻の熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースの最低修得単位数

講座等区分		修得単位数
基礎科目	必修科目	7単位
	選択必修科目	2単位以上
	選択科目	1単位以上
感染症制御関連科目		10単位
海外研修	早期海外研修	1単位
	後期海外研修・研究	2単位
論文研究		8単位
コミュニケーションスキル実習		8単位
合計		39単位以上

## 別表第8

## 1 生命薬科学専攻（博士前期課程）（特別コースを除く。）の最低修得単位数

講座等区分	修得単位数
特論（特別薬科学演習及び生命薬科学トピックスを含む。）	10単位以上
所属講座が開設する演習	4単位
所属講座が開設する特別実験	16単位
合計	30単位以上

## 2 生命薬科学専攻（博士前期課程）特別コースの最低修得単位数

コース	講座等区分	修得単位数
特別コース	Exercise Biomedical Sciences	4単位
	Experiment Biomedical Sciences	16単位
	特別コースの授業科目（Exercise Biomedical Sciences及びExperiment Biomedical Sciencesを除く。）	14単位以上
	合計	34単位以上

## 別表第9

## 1 生命薬科学専攻（博士後期課程）（特別コースを除く。）の最低修得単位数

講座等区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2単位
	生命医療科学概論	1単位以上
	生命医療科学特論	1単位以上
	生命医療科学実習	
	小計	4単位以上
主科目	所属専攻が開設する授業科目（備考）	10単位以上
副科目	共通科目又は所属専攻が開設する授業科目（既に単位を修得した授業科目を除く。）	2単位以上
合計		16単位以上

備考 学生が所属する専攻が開設する演習及び論文研究（「Exercise Biomedical Sciences」及び「Experiment Biomedical Sciences」を除く。）から、10単位以上を主科目として選択する。ただし、その場合であっても、主科目のうち2単位を学生の選んだ専門分野に関連の深い副科目を履修して主科目の単位に代えることができる。

## 2 生命薬科学専攻（博士後期課程）特別コースの最低修得単位数

コース	講座等区分	修得単位数
特別コース	科目区分Eの授業科目	6単位以上
	Exercise Biomedical Sciences	6単位
	Experiment Biomedical Sciences	4単位
	合計	16単位以上

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科  
学位審査規程

# 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科学位審査規程

平成16年4月1日

医歯薬学総合研究科規程第6号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）における学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 博士課程修了認定に係る学位審査

### (論文提出の資格)

第2条 規則第5条第1項の規定により博士課程修了認定のために学位論文（以下「論文」という。）の審査を受けようとする者（以下「博士課程修了予定者」という。）は、博士課程に3年以上在学し、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程（平成16年医歯薬学総合研究科規程第1号。以下「規程」という。）第9条に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては、2年以上あれば足りるものとする。

### (論文提出の時期)

第3条 論文は、在学中に提出するものとし、提出の時期は、博士課程第4年次の9月以降とする。ただし、後期の始めに入学した者（以下「秋季入学者」という。）にあつては博士課程第4年次の3月以降とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、教授会が別に定める。

### (論文提出の手続)

第4条 博士課程修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別記様式第1号） 3部
- (2) 論文 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (3) 論文目録（別記様式第4号） 3部
- (4) 論文内容の要旨（2,000字以内） 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）

(5) 参考論文を添付する場合 3部

2 論文は、印刷公表されたもの又は印刷公表することが予約されたものでなければならない。

(受理審査)

第5条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があつたときは、教授会に論文の受理審査を付議し、教授会は、単位の修得状況及び論文内容の要旨等について主任指導教員の説明を求めた上で、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

(学位審査委員)

第6条 教授会は、前条の規定により受理すべきものと決定したときは、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

(論文の審査及び最終試験)

第7条 学位審査委員は、第5条の審査の日から6週間以内に論文の審査及び最終試験を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

3 第1項の報告は、論文審査の結果の要旨(別記様式第5号)及び最終試験の結果の要旨(別記様式第6号)により行うものとする。

(課程修了の可否)

第8条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を投票により議決する。

(学位授与の期日)

第9条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

(1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末

(2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第25条第3項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者のうち、3年を超えて在学する者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第3章 修士課程及び博士前期課程の修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第10条 規則第4条の規定による課程修了の認定のために論文の審査を受けようとする者(以下「修士課程及び博士前期課程修了予定者」という。)は、修士課程又は博士前期

課程に1年以上在学し、規程第7条、第8条及び第10条に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。

(論文提出の時期)

第11条 論文は、在学中に提出するものとし、その提出の時期は、修士課程及び博士前期課程は最終学年の2月以降とする。ただし、修士課程及び博士前期課程の秋季入学者にあつては最終学年の8月以降とする。

(論文提出の手続)

第12条 修士課程及び博士前期課程修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願(別記様式第2号) 2部
- (2) 論文 2部(他に審査用として必要部数を添付すること。)
- (3) 論文内容の要旨(2,000字以内) 2部(他に審査用として必要部数を添付すること。)

(学位審査委員)

第13条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があつたときは、教授会に論文の審査を付議するものとし、教授会は、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、保健学専攻修士課程及び生命薬科学専攻博士前期課程にあつては、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教育を担当する教員で教授会構成員以外の者(研究指導担当適格者に限る。)を前項本文の学位審査委員とすることができる。

(論文の審査及び最終試験)

第14条 学位審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

3 第1項の報告は、論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果報告(別記様式第7号)により行うものとする。

(課程修了の可否)

第15条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を議決する。

(学位授与の期日)

第16条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた者に対する学位授与の期日は、学期末とする。

#### 第4章 博士後期課程修了認定に係る学位審査

##### (論文提出の資格)

第17条 規則第5条第1項の規定により博士後期課程修了認定のために論文の審査を受けようとする者（以下「博士後期課程修了予定者」という。）は、博士後期課程に2年以上在学し、規程第11条に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては、1年以上あれば足りるものとする。

##### (論文提出の時期)

第18条 論文は、在学中に提出するものとし、提出の時期は、博士後期課程第3年次の1月以降とする。ただし、秋季入学者にあっては博士後期課程第3年次の7月以降とする。  
2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、教授会が別に定める。

##### (論文提出の手続)

第19条 博士後期課程修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別記様式第3号） 3部
- (2) 論文 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (3) 論文目録（別記様式第4号） 3部
- (4) 論文内容の要旨（2,000字以内） 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (5) 論文の基礎となる学術論文 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (6) 参考論文を添付する場合 3部

##### (受理審査)

第20条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、教授会に論文の受理審査を付議し、教授会は、単位の修得状況及び論文内容の要旨等について主任指導教員の説明を求めた上で、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

##### (学位審査委員)

第21条 教授会は、前条の規定により受理すべきものと決定したときは、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

(論文の審査及び最終試験)

第22条 学位審査委員は、第20条の審査の日から6週間以内に論文の審査及び最終試験を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

3 第1項の報告は、論文審査の結果の要旨(別記様式第5号)及び最終試験の結果の要旨(別記様式第6号)により行うものとする。

(課程修了の可否)

第23条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を投票により議決する。

(学位授与の期日)

第24条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

- (1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末
- (2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第25条第5項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者のうち、1年を超えて在学する者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第5章 博士課程又は博士後期課程を経ない者に係る学位審査

(論文提出の資格)

第25条 規則第5条第2項の規定により論文を提出して学位を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 博士課程に4年以上又は博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 大学(医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。)を卒業した後、5年以上の医学、歯学又は薬学に関する研究歴を有する者。ただし、医学に関する研究歴のうち臨床医学における研究歴は、医師免許取得後2年間の臨床研修後から起算するものとする。
- (3) 博士前期課程又は修士課程を修了した後、5年以上の医学、歯学又は薬学に関する研究歴を有する者
- (4) 大学(医学、歯学又は獣医学を履修する課程を除く。)を卒業した後、7年以上の医学、歯学又は薬学に関する研究歴を有する者
- (5) その他教授会が前3号に掲げる者と同等以上と認めた者

2 前項第2号、第3号及び第4号に規定する医学、歯学又は薬学に関する研究歴とは、次



に掲げるものをいう。

- (1) 大学の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 大学附属病院において医員として勤務した期間
- (3) 大学院の学生として研究科に在学した期間
- (4) 研究生として学部、研究科等に在学した期間
- (5) その他教授会において、前各号と同等以上と認めた期間

(論文提出の手続)

第26条 申請者が論文の審査を願い出る場合は、次に掲げる書類に所定の審査手数料を添え、指導を受けた研究科の教授及び准教授（以下「指導教員」という。）又は論文の紹介をする教授（以下「紹介教授」という。）を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書（別記様式第8号） 3部
- (2) 論文 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (3) 論文目録（別記様式第4号） 3部
- (4) 論文内容の要旨（2,000字以内） 3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (5) 参考論文を添付する場合 3部
- (6) 履歴書（別記様式第9号） 3部
- (7) 最終出身校の卒業証明書、修了証明書又は単位修得退学証明書等 1部
- (8) 研究期間証明書（別記様式第10号。ただし、前条第1項第1号に定める者を除く。）

1部

2 論文は、原則として、印刷公表したものでなければならない。

3 学位記に付記する専攻分野の名称を薬学又は薬科学とすることを希望する者は、第1項各号に定める書類のほか、論文の基礎となる学術論文3部（他に審査用として必要部数を添付すること。）を提出するものとする。

(学位申請者資格審査委員会)

第27条 申請者の論文提出の資格を審査するため、教授会に学位申請者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

2 資格審査委員会に関し必要な事項は、教授会において別に定める。

(受理審査)

第28条 研究科長は、第26条第1項の規定により論文の提出があったときは、資格審査委員会の審査を経て、教授会に論文の受理審査を付議し、教授会は、申請者の経歴及び論文内容の要旨等について指導教員又は紹介教授の説明を求めた上で、受理すべきか否かの

決定を行うものとする。

(学位審査委員)

第29条 教授会は、前条の規定により受理すべきものと決定したときは、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

(論文の審査、試験及び試問)

第30条 学位審査委員は、第28条の審査の日から6週間以内に論文の審査、試験及び試問を行い、その結果を教授会に報告するものとする。

2 前項の試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

3 第1項の試問は、口頭又は筆答により、専攻する学術に関し、博士課程又は博士後期課程を終えて学位を授与された者と同等以上の学識を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語については、1種類を課す。

4 第25条第1項第1号に該当する者が退学後4年以内に論文を提出したときは、前項の試問を免除することができる。

5 第1項の報告は、論文審査の結果の要旨(別記様式第5号)及び試験及び試問の結果の要旨(別記様式第11号)により行うものとする。

(学位授与の可否)

第31条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、学位授与の可否を投票により議決する。

(学位授与の期日)

第32条 論文の審査並びに試験及び試問に合格した者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

## 第6章 雑則

(補則)

第33条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月22日医歯薬学総合研究科規程第2号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月1日医歯薬学総合研究科規程第4号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日医歯薬学総合研究科規程第4号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月12日医歯薬学総合研究科規程第4号）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科学位審査規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年8月6日医歯薬学総合研究科規程第6号）

この規程は、平成22年8月6日から施行する。

附 則（平成24年3月16日医歯薬学総合研究科規程第3号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在研究科生命薬科学専攻修士課程に在学している者に係る学位審査委員については、改正後の第13条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

平成 年 月 日入学

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科

博士課程

専攻

氏名

印

学位論文審査願

私こと、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科博士課程修了の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査下さるようお願いいたします。

記

学位論文	3部
論文目録	3部
論文内容の要旨	3部
参考論文（添付する場合）	3部

別記様式第2号(第12条関係)

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

平成 年 月 日入学

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科

修士課程・博士前期課程

専攻

氏名

印

学位論文審査願

私こと、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科修士課程・博士前期課程修了の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査下さるようお願いいたします。

記

学位論文	2部
論文内容の要旨	2部

別記様式第3号（第19条関係）

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

平成 年 月 日入学

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科

博士後期課程

専攻

氏名

印

学位論文審査願

私こと、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科博士後期課程修了の認定をいただくため、長崎大学学位規則に基づき関係書類を添え、学位論文を提出しますので審査下さるようお願いいたします。

記

学位論文	3部
論文目録	3部
論文内容の要旨	3部
学位論文の基礎となる学術論文	3部
参考論文（添付する場合）	3部



別記様式第5号 (第7条, 第22条, 第30条関係)

論文審査の結果の要旨

報告番号		氏名	
学位審査委員	主査		印
	副査		印
	副査		印
論文審査の結果の要旨			



別記様式第6号(第7条, 第22条関係)

最終試験の結果の要旨

報告番号		氏名	
学位審査委員	主査		印
	副査		印
	副査		印
最終試験の結果の要旨			

別記様式第7号(第14条関係)

論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果報告

報告番号		氏名	
学位審査委員	主査		印
	副査		印
	副査		印
論文審査の結果の要旨			
最終試験の結果			

別記様式第8号（第26条関係）

平成 年 月 日

長崎大学長 殿

住所

氏名

印

学 位 申 請 書

私こと、長崎大学学位規則に基づき博士（ ）の学位を授与願いたく、次のとおり  
関係書類を添え申請いたしますので、審査下さるようお願いいたします。

記

学 位 論 文	3 部
論 文 目 録	3 部
論文内容の要旨	3 部
参考論文（添付する場合）	3 部
履 歴 書	3 部
卒業証明書等	1 部
研究期間証明書	1 部

別記様式第9号（第26条関係）

履 歴 書

報 告 番 号			
ふ り が な 氏 名		性別	男 ・ 女
生 年 月 日	年	月	日生
本籍（国籍）	都・道・府・県		
現 住 所			
<p>学 歴（学部卒業以降）</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>研 究 歴</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>職 歴</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>資 格</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>			

研究期間証明書

本籍（国籍）

氏名

年 月 日生

上記の者は、本機関において下記のとおり研究に従事したことを証明する。

平成 年 月 日

研究機関の長

職印

記

- 1 研究に従事した期間
- 2 研究に従事した期間の身分
- 3 研究指導者職氏名
- 4 主たる研究事項
- 5 主たる業績

別記様式第11号 (第30条関係)

試験及び試問の結果の要旨

報告番号		氏名	
学位審査委員	主査		印
	副査		印
	副査		印
試験及び試問の結果の要旨			

○研究指導の委託に関する申し合わせ

○長崎大学長期履修規程

○長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における  
長期履修に関する内規

○長崎大学大学院医歯薬学総合研究科に所属する  
学生が海外渡航する際の申し合わせ

○諸手続等一覧

## 研究指導の委託に関する申し合わせ

〔平成19年8月1日〕  
〔医歯薬学総合研究科教授会決定〕

### （期間の限度）

第1 研究指導の委託（留学を含む。以下同じ。）期間は、在学期間の長短にかかわらず、医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻については2年以内とし、生命薬科学専攻（博士後期課程）については1年半以内とする。

### （入学直後の委託）

第2 入学直後からの研究指導の委託を認めるものとする。

### （委託の終了）

第3 研究指導の委託は、学位論文申請期間前までに終了しなければならない。

### （申出）

第4 研究指導の委託を希望する場合は、委託先の大学院等と予め協議を行うので、委託開始の2ヶ月前までに申し出るものとする。



# 長崎大学長期履修規程

平成18年9月22日

規程第47号

## (趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第39条及び長崎大学大学院学則(平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。)第16条の規定に基づき、長崎大学における長期履修(学則第4条に規定する修業年限(以下「修業年限」という。))又は大学院学則第5条に規定する標準修業年限(以下「標準修業年限」という。))を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。以下同じ。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## (対象者)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限又は標準修業年限内での修学が困難な事情にあるものとする。ただし、原則として、修業年限又は標準修業年限における最終年次の者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他相当の事由があると認められる者

## (長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、修業年限又は標準修業年限の2倍を超えない範囲内において、学期を単位として認める。

## (在学期間)

第4条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第6条又は大学院学則第6条の定めるところによる。

## (休学期間)

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第22条又は大学院学則第34条の定めるところによる。

## (手続)

第6条 長期履修を希望する者は、各学部又は各研究科(以下「各学部等」という。)が定める期日までに、別紙申請書により各学部等の長に申し出るものとする。

2 各学部等の長は、前項の申出があったときは、教授会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

## (履修形態の変更)

第7条 前条の規定により長期履修を認められた者は、認められた長期履修の期間の変更を申し出ることができない。ただし、認められた長期履修の期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。次項において同じ。)については、1度に限り申し出ることができる。

2 認められた長期履修の期間の短縮に係る手続については、前条の規定を準用する。

3 長期履修の取りやめを認められた者は、再度、長期履修の申出を行うことはできない。

## (授業料)

第8条 長期履修を認められた者に係る授業料の取扱いについては、長崎大学授業料、入学料、検  
定料及び寄宿料徴収規程(平成16年規程第92号)の定めるところによる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、各学部等において定める。

附 則

この規程は、平成18年9月22日から施行する。

## 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における長期履修に関する内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学長期履修規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (申請書)

第2条 長期履修を希望する者は、規程に定める申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、研究科長に申請するものとする。

- (1) 規程第2条第1号該当者 在職を証明するもの
- (2) 規程第2条第2号又は第3号該当者 長期履修が必要であることを証明するもの

### (申請期限)

第3条 前条の申請書の提出期限は、長期履修の開始を希望する学期に応じて、次の各号に掲げる期日とする。

- (1) 前期 2月末日
- (2) 後期 8月末日

### (認定の通知)

第4条 長期履修の認定の可否については、長期履修の開始を希望する学期が始まる前までに決定し、文書により申請者に通知する。

### (履修形態の変更)

第5条 認められた長期履修の期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。）に係る手続については、第2条から前条までの規定を準用する。

### (履修指導)

第6条 長期履修を認められた者に対する履修指導は、申請者及び指導教員等と相談のうえ、医歯薬学総合研究科学務委員会が行うものとする。

### 附 則

この内規は、平成19年4月1日から適用する。

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科に所属する学生が海外渡航する際の申し合せ

平成21年2月4日  
医歯薬学総合研究科教授会

学生が海外渡航する際には、下記のいかなる事例においても、原則として渡航4週間前までに学務係に「海外渡航届」を提出し、帰国後は速やかに「帰国届」を提出することとする。

1. 2ヶ月未満の渡航は、上記「海外渡航届」、「帰国届」の提出で可とする。  
ただし、「留学」に関しては、別途「申し合せ」で規定する。
2. 2ヶ月以上の私的な渡航は、その期間を「休学」とする。
3. 2ヶ月以上の渡航のうち、「休学」としないで許可する事例
  - (1) 留学（単位互換、研究指導の委託）
  - (2) 授業の一環（共同研究、学会出張、フィールド調査等）
    - ①上記(1)、「留学」の条件は、別途「申し合わせ」で規定する。
    - ②上記(2)に関しては、学生・指導教員から提出された関係資料をもとに、渡航の妥当性等に関して学務委員会で審議・決定した後、その結果を運営代表者会議に報告する。
4. その他
  - (1) 海外旅行傷害保険等への加入
  - (2) 危機管理対応マニュアルの配布

諸 手 続 等 一 覧

事 項	申込・提出期限等	備 考
履修計画表 住所届	オリエンテーション以降、指定の 期日まで	履修計画表は、主任指導教員等 の承認を得ること。
在学証明書 修了見込証明書 学生旅客運賃割引証	証明書自動発行機により発行	
修了証明書 成績証明書	学務課大学院係で証明書発行願 により申し込むこと	修士課程（熱帯医学専攻・保健 学専攻・生命薬科学専攻）、博 士前期課程及び博士後期課程 の修了証明書は、証明書自動発 行機で発行。
学生証再交付願	学務課大学院係で申し込むこと	写真（3×4cm）を持参するこ と。
休学願	休学開始日の1ヶ月前まで	病気の場合は診断書を添付 指導教授の承認が必要
復学願	復学日の1ヶ月前まで	
退学願	退学日の1ヶ月前まで	指導教授の承認が必要
留学願	開始日の2ヶ月前まで	
特別聴講学生 特別研究学生	開始日の2ヶ月前まで	
保証人変更届 改姓届 住所変更届	理由が発生したとき	
通学証明書	学務課大学院係備え付けの台帳 で申し込むこと	
授業料免除願 授業料徴収猶予（分納）願 奨学金（日本学生支援機構） 各種奨学金	学生支援部学生支援課（経済支 援）で受け付ける。	掲示により案内

(注) 1. 上記に掲げた事項は一般的なものであり、英文証明書等の特別なものは大学院係窓口へ直接  
申し出ること。

2. 各課程の窓口 博士課程・博士後期課程・修士課程（熱帯医学）：学務課大学院係  
修士課程（保健学）：保健学科学務係  
博士前期課程（生命薬科学）：薬学部学務係

## 共同利用施設

- 医学部共同利用研究センター（生体分子解析支援部門）
- 医学部共同利用研究センター（細胞機能解析支援部門）
- 医学部・生物災害防止共同実験施設
- 医学部・中央電子顕微鏡室
- 医学部・情報処理共同実験室
- 情報メディア基盤センター・坂本地区端局
- 先導生命科学研究支援センター・アイソトープ実験施設
- 先導生命科学研究支援センター・動物実験施設
- 先導生命科学研究支援センター・遺伝子実験施設
- 産学官連携戦略本部・先端科学支援室薬学部本部
- 産学官連携戦略本部・先端科学支援室医学部分室
- 附属図書館医学分館

## 医学部共同利用研究センター（生体分子解析支援部門）

### 1. 施設名称

医学部共同利用研究センター（生体分子解析支援部門）

### 2. 管理責任者

下川 功（探索病理学教授）

下重 美紀（共同利用研究センター准教授）

### 3. 研究対象

分析化学的手法を必要とするバイオメディカルリサーチ

### 3. 研究対象

分析化学的手法を必要とするバイオメディカルリサーチ

### 4. 主な設備

#### ◎分離用超遠心機

（ベックマン・コールター社 多機能超遠心機(フロアタイプ) Optima L-100XP)

（ベックマン・コールター社 卓上型超遠心機 Optima MAX E)

#### ◎一酸化窒素微量測定システム

（エイコム 酸化窒素分析システム ENO-10)

（エイコム 微量生体試料分析システム）（組織化学実験室）

#### ◎Gene Amp® PCR System 9700

（ABI社 Gene Amp® PCR System 9700（組織化学実験室）

#### ◎1 μl分光光度計 NanoDorop

（(株)エル・エム・エス社 ND-1000）（組織化学実験室）

#### ◎デュアルルミネッセンスリーダー

（アロカ社 AccuFLEX Lumi400）（組織化学実験室）

#### ◎吸光プレートリーダー

（TECAN 社<和光純薬工業> サンライズ レインボ - RC）（組織化学実験）

#### ★リアルタイムPCR装置

（LightCycler® 480System II<ロシュ・ダイアグスティックス株式会社>）（生理学第一の生化学実験室）

#### ◎蛍光イメージアナライザー

（GEヘルスケア・ジャパン株式会社 Typhoon FLA9000）

スプリットレス nano LC システム

（サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社 EASY-nLC™ II）

#### ★＝基礎研究棟3階生理学第一教室

#### ◎＝基礎研究棟4階形態系共同実験室

申込受付担当者：石橋 千秋〔内線(病) 7090〕

位置：医学部基礎棟本館4階(平成25年6月まで予定)

遺伝子実験施設1階(平成25年7月から予定)

6. 利用費用について

使用者は、年度毎に別表に示す使用機器登録料（機器ごとに、2,000 円）を講座経由（自己収入<交付金対象>または寄付金）で負担して下さい。

7. その他の注意事項

1) 主要機器の利用方法については、それぞれ「使用基準」が定められておりますので、それに従って使用して下さい。

2) 機器の使用に際しては、機器取扱責任者の指示に従って下さい。

特に、初めて使用される場合は前もって取扱責任者に相談して下さい。（各機器の取扱責任者は別表のとおりです。

① 機器取扱責任者（平成22年4月1日現在）

使用機器名	取扱責任者	内線番号
分離用超遠心機	後藤信治（分子病態生化学研究分野）	(病) 7099
Gene Amp® PCR System 9700	浦田芳重（分子病態生化学研究分野）	(病) 7099
1 μl分光光度計 NanoDorop	〃	〃
デュアルルミネッセンスリーダー	〃	〃
一酸化窒素微量測定システム	〃	〃
吸光プレートリーダー	小松利光（病理学第一<探索病理学>）	(病) 7051
リアルタイムPCR装置	蒔田直昌（生理学第一<内臓生理学>）	(病) 7029
蛍光イメージアナライザー	土井 真康(生化学)	(医) 7038
スプリットレス nano LC システム	伊藤晋敏(生化学)	(医) 7038



## 医学部共同利用研究センター（細胞機能解析支援部門）

### 1. 施設名称

医学部共同利用研究センター（細胞機能解析支援部門）

### 2. 実験責任者

下川 功（探索病理学分野 教授）

山本 一男（共同利用研究センター 准教授）

### 3. 研究対象

形態学に関連する研究

### 4. 主な設備

#### ・人体組織標本作製室

クリオスタット、ロータリー、マイクロトーム、パラフィン包埋ブロック作製装置

#### ・組織化学室

冷却遠心機、バイクロマテック、

マイクロスライサー、蛍光顕微鏡

#### ・細胞解析室

FACSanto II、乾熱滅菌器、低温恒温器

#### ・画像解析室

画像解析装置、レーザーマイクロダイセクション装置

### 5. 申込手続

予約受付：白石 奈々子（内線 7094）

予約は先着順とし、順位や時間の調整が必要な場合は当事者同士で行う。

予約は2週間前から受け付ける。

### 6. 利用時間

原則として、月曜～金曜日で、午前9時より午後5時までとする。

### 7. 利用費用

機器使用料、消耗品費は原則として利用者負担とする。

### 8. その他の注意事項

a) 細胞解析室、画像解析室の機器を使用する場合は当該機器の取扱講習を受け、かつ登録した者に限る。

b) 組織化学室は、原則として利用前に登録した者に限る。蛍光顕微鏡は予約使用とする。

c) 各機器及び室内は使用前の状態に戻し、退室の際は必ず施錠する。

d) 他の実験室、実験者に迷惑を及ぼさないように留意する。

## 医学部・生物災害防止共同実験施設

### 1. 施設名称

生物災害防止共同実験施設 (Bio-Safety Laboratory)

### 2. 管理責任者

西田 教行(感染分子教室 教授)

### 3. 研究対象

規則に定める病原体等又は、組換えDNAを用いる実験等で、原則として、P2及び、P3レベルの物理的封じ込めを必要とする実験を対象とする。

### 4. 主な実験設備及び設備

#### 【37度恒温室(バイオ)】(P2レベル)

ロータリーシェーカー・培養装置

#### 【分子生物実験室(バイオ)】(P2レベル)

安全キャビネット・微量高速冷却遠心機・超低温庫・電子天秤・超音波ホモジナイザー  
微量高速遠心機・凍結乾燥機・真空ポンプ・遠心式濃縮機・ODメーター・顕微鏡  
CO<sub>2</sub>インキュベーター・冷蔵庫・電子レンジ・恒温装置

#### 【組織培養室】(P2レベル)

バイオショーケース・冷蔵庫・顕微鏡

#### 【組織標本室】(P1レベル)

ドラフトチャンバー

#### 【P3実験室1】(P3レベル)

CO<sub>2</sub>インキュベーター・安全キャビネット・卓上遠心機・顕微鏡・オートクレーブ・  
微量高速遠心機・恒温機・振盪機・恒温装置・攪拌機・冷蔵庫

#### 【P3実験室2】(P3レベル)

安全キャビネット・卓上遠心機・CO<sub>2</sub>インキュベーター・倒立顕微鏡・オートクレーブ・  
冷蔵庫・速冷却遠心機

#### 【培地室】(P1レベル)

クリーンベンチ・真空ポンプ

#### 【洗浄室(バイオ)】(P2レベル)

製氷機・オートクレーブ・乾熱滅菌機・定温乾燥機・超純水製造装置

#### 【生物材料保存室1(バイオ)】(P2レベル)

超低温庫

#### 【生物材料保存室2(バイオ)】(P2レベル)

超低温庫・液体窒素ボンベ・液体窒素容器

#### 【病原微生物実験室1(バイオ)】(P2レベル)

冷却遠心機・安全キャビネット・倒立顕微鏡・CO<sub>2</sub>インキュベーター・真空ポンプ  
冷蔵庫・冷凍庫・インセルアナライザー

#### 【病原微生物実験室2(バイオ)】(P2レベル)

安全キャビネット・CO<sub>2</sub>インキュベーター・倒立顕微鏡・冷蔵庫・攪拌機・卓上小型遠心機

## 5. 申込手続

使用責任者及び実験者は、施設使用登録申請書(別紙様式1)を管理責任者に提出し、登録手続を行うこと。

更に、施設使用に際しては、使用責任者が、管理責任者に施設使用許可申請書(別紙様式2)を再度提出し、その許可を受けなければならない。

申込受付担当者:永山 映子(内線 7085)

位 置:医学部基礎棟3階 感染分子解析学教室受付内

## 6. 利用費用について

主に次に上げる3つがある。

- (1) 生物災害防止共同実験施設の運営協議会の加入教室(全使用教室は加入のことは、使用の有無にかかわらず、年間3万円の利用費用を拠出する。
- (2) 使用教室は、上記3万円に加えて、使用頻度によって、運営費を負担する。
- (3) 各教室は、使った消耗品及び、試薬等を実費負担する。

## 7. その他の注意事項

- (1) 生物災害防止共同実験施設の運営協議会メンバーに入会しなければ、使用を認められない。
- (2) 使用者は、使用内規・使用基準・協議会協議事項を遵守する。
- (3) 登録及び、使用許可の期間は、3年とする。
- (4) 使用者は、入退室記録及び消耗品の使用数を必ず、ノートに記入する。
- (5) 組変えDNAの実験の場合は、組変えDNA実験計画書を安全委員会に提出し、承認を得なければならない。

①消耗品使用料(平成 25 年 3 月現在)

消耗品名	単価(円)
マ ス ク	7,481
プラスチック手 段	956
サンプリングチューブ	1,029
ブ ル ー チ ッ プ	2,352
イエローチップ	1,575
遠 心 管(50ml)	1,470
〃 (15ml)	1,176
スピッツ管(10 ml)	1,337
鍵 カ ー ド	2,000

注)1年間を通して、各教室別に、一括請求を行う。

②生物災害防止共同実験施設・室長責任者

実験室室長

実験室	部屋番号	所属	室長	内線番号
分子生物実験室(バイオ)	801	感染分子	佐藤克也	7059
組織培養室	806	感染分子	佐藤克也	7059
P3 実験室(1)	816*1	感染分子	佐藤克也	7054
P3 実験室(2)	816*2	感染分子	中垣岳大	7275
生物材料保存室 1(バイオ)	823	感染分子	石橋大輔	7059
生物材料保存室 2(バイオ)	824	感染分子	石橋大輔	7059
病原微生物実験室 1(バイオ)	826	感染分子	新竜一郎	7059
病原微生物実験室 2(バイオ)	827	感染分子	新竜一郎	7059
組織標本室(元:器材室)	825	感染分子	佐藤克也	7059
倉庫(元:バルコニー)	853	感染分子	石橋大輔	7059

## 医学部・中央電子顕微鏡室

1. 施設名称

中央電子顕微鏡室

2. 管理責任者

弦本敏行（生命医科学講座 肉眼形態学分野 教授）

3. 研究対象

医学生物学領域の電子顕微鏡による超微形態学的研究および微小領域の元素分析、  
ならびにトモグラフィシステムによる三次元構造解析および再構築的研究

4. 主な設備

実験室関係：電顕室、試料作製室、超マイクローム室、暗室、走査試料作製室

実験装置関係：分析透過電子顕微鏡、トモグラフィ透過電子顕微鏡、透過電子顕微鏡、  
分析走査電子顕微鏡、真空蒸着装置、凍結乾燥器、凍結試料切断装置、  
クライオウルトラマイクローム、ウルトラマイクローム、臨界点乾燥  
装置、イオンスパッター

5. 申込手続等

受付担当者：末松貴史（内線7087）

位 置：医学部基礎棟4階

6. 利用費用について

- 1) 教室分担金：利用講座（使用者）の電顕使用頻度に応じて、別表に示す年間  
分担金枠を定め、各講座で負担する。

表1 使用教室内容及び分担金

使用教室内容	分担金（年間）
a) 定期使用教室 年間使用日程により、定期的に使用する教室	¥150,000
b) 不定期使用教室 使用日程には組込まれず希望する時のみ使用する教室	¥100,000

- 2) フィルム代：使用枚数に応じて、各教室に半期（6ヵ月）毎に請求。

表2 平成25年度使用予定教室（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

	定期使用教室	不定期使用教室
教室名	臨床病態病理学（旧第二病理）	探索病理学（旧第一病理） 肉眼形態学（旧第二解剖） 組織細胞生物学（旧第三解剖） 法医学 薬理学 感染防御因子解析学 感染分子解析学 腫瘍診断病理学（旧原研病理） 第一内科 第二内科 眼 科 耳鼻咽喉科 第二外科 形成外科

7. その他の注意事項

- 1) 本施設を利用するためには、所属する講座が使用登録をしていなければならない。
- 2) 中央電子顕微鏡室の設備や装置を使用する場合、医学部中央電子顕微鏡室運営委員会において定められた使用細則を守らなければならない。

## 医学部・情報処理共同実験室

### 1. 施設名称

情報処理共同実験室

位置：医学部基礎棟4階

### 2. 管理責任者

本多正幸（医療情報学 教授）

補助管理者

小松利光（探索病理学 技術職員）

### 3. 利用内容

電子メール、文献・情報検索、プレゼンテーション作成、印刷出力

### 4. 主な設備

端末用パーソナルコンピュータ

製本機能付きモノクロプリンタ

カラープリンタ

ポスター印刷大判プリンタ

### 5. 申込手続

受付担当者：医歯薬・総務課総務係（内線：坂本 7004）E-mail: syo\_med@nagasaki-u.ac.jp

小松利光（内線 7050）E-mail: komatsut@nagasaki-u.ac.jp

### 6. 利用費用について

無料、ただし、別途定める有料の印刷用紙等を使用した場合は、料金を講座経由（運営費交付金または寄附金）で負担する必要がある。

### 7. その他の注意事項

1) 情報処理室を利用するには登録手続（別紙申請書）が必要である。

2) その他詳細は、情報処理室利用規定に従う。

## 情報メディア基盤センター・坂本地区端局

1. 施設名称

長崎大学情報メディア基盤センター坂本地区端局

位置：医学部基礎棟4階（情報処理共同実験室内）

2. 管理責任者

医学部長

3. 研究対象

学術情報検索、電子メール

4. 主な設備

- ・ ネットワーク交換機器
- ・ 端末用パーソナルコンピュータ（共同実験室が設置）
- ・ 各種印刷装置

5. 申込手続

医学部情報処理室利用登録申請書：医歯薬・総務課総務係（内線：坂本 7004）

6. 利用費用など

無料、ただし、別途定める有料の印刷用紙等を使用した場合は、料金を講座経由（運営費交付金または寄附金）で負担する必要がある。

7. その他の注意事項

利用しようとする者は、あらかじめ登録手続が必要である。

利用に際しては、端末用パーソナルコンピュータを用いる。



## 先導生命科学研究支援センター・アイソトープ実験施設

### 1. 施設名称

先導生命科学研究支援センター・アイソトープ実験施設

### 2. 研究対象

放射性同位元素および放射線照射装置の使用を伴う研究、放射線生物・防護に関する研究

### 3. 主な設備等

使用承認放射性同位元素

非密封 H-3、C-14、F-18、Na-22、P-32、P-33、S-35、Cr-51、Ca-45、Co-57、Co-60、Cu-64、Ga-67、Ga-68、Ge-68、Se-75、Sr-85、Y-88、Mo-99/Tc-99m、Tc-99m、Cd-109、In-111、Sn-113、I-123、I-125、I-131、Cs-137、Ce-139、Eu-152、Tl-201、Hg-203

密封 Ge-68、Cs-137

放射線照射装置

γ線 (Cs-137) 照射装置、軟X線照射装置

放射線測定装置

Ge 半導体検出器、光子スペクトロメータ (NaI 検出器)、X線スペクトロメータ (CdTe 検出器)、液体シンチレーションカウンタ、オートウエルγカウンタ、マイクロプレートβカウンタ、キュリーメータ、ガラス線量計リーダ、電離箱式サーベイメータ、GM サーベイメータ (汚染検査用、空間線量測定用)、NaI シンチレーションサーベイメータ、比例計数管式汚染モニタ、トリチウムサーベイメータ、ホールボディカウンタ (NaI 検出器、Ge 検出器)

分子イメージング

小動物用 PET/SPECT/CT、ラジオルミノグラフィ (BAS、FLA)

実験室

測定室、分子生物実験室、生化学実験室、高レベル実験室、培養室、暗室、動物実験室、動物飼育室、P 2 実験室、P 3 実験室、感染症分子イメージングセンター (P 3 飼育室、撮像室)、学生実習室、遠心機室

放射線防護・安全管理

放射線モニタリングシステム、入退室管理システム、放射性有機廃液焼却装置、放射性動物乾燥装置

### 4. 申込手続等

長崎大学先導生命科学研究支援センター放射線障害予防規程に定められた所定の教育訓練を受講し、健康診断を受診した後に、長崎大学放射線業務従事者として登録し、利用者申請書および研究課題届をアイソトープ実験施設に提出する。(連絡先：内線 7150)

## 先導生命科学研究支援センター・動物実験施設

### 1. 施設名称等

長崎大学先導生命科学研究支援センター・比較動物医学分野(共同利用施設:動物実験施設)  
(4階建、6,812m<sup>2</sup>)、Center for Frontier Life Sciences, Biomedical Research Center

### 2. 研究対象

動物実験を伴う生命科学及び医科学研究(バイオメディカル・リサーチ)、比較動物医学

### 3. 主な設備

動物飼育室関係:SPF動物用、感染動物用(以上、遺伝子組換え動物の飼養可)、ブタ・ウサギ等のコンベンショナル飼育室及び各飼育装置

動物実験室関係:手術室、培養実験室、生殖工学実験室、感染実験区域(ABSL3、ABSL2)、エックス線撮影室等

実験装置関係:無影灯、安全キャビネット、実験動物用マイクロCT、エックス線透視装置、多光子顕微鏡、IVIS イメージング装置等

動物検疫関係:検疫用動物隔離飼育室及び飼育装置

### 4. 申込手続き等

受付担当者: 清原 舞子(内線7134)

施設の位置: 医学部グラウンド南隣接、アイトープ実験施設北側

### 5. 利用費用等

施設利用者は、実験動物を施設内で飼育し実験を行った場合は、別表に示す1日1匹当たりの飼育経費(先導生命科学研究支援センター利用規程より)及びその他の利用経費(部局負担経費相当分を含む)を講座経由(運営交付金または外部資金等)で負担する必要がある。

### 7. その他の注意事項

- 1) 施設を利用するには、講習申込みを行ったうえ、年に数回開催される施設利用講習会を受講して入退館用ICカードを登録する必要がある。
- 2) 動物実験を行う場合は、全学規程の「長崎大学動物実験規則」に則り「動物実験計画書」を医歯薬学総合研究科事務部学術協力課学事係に提出し(電子申請)、全学の動物実験委員会による審査(電子審査)を経て学長の承認を受ける必要がある。遺伝子組換え動物を用いる動物実験の場合、全学規程の「長崎大学組換えDNA実験安全管理規則」に則し「組換えDNA実験承認申請書」を学事係に提出し(電子申請)、全学の組換えDNA実験安全委員会による審査(電子審査)、学長の承認を併せて受けなければならない。
- 3) 施設内で研究用エックス線撮影装置を使用する際は、アイトープ実験施設が開催する講習会に出席し、登録番号を得ておかなければならない。

動物実験施設利用経費

平成 23 年 12 月

	動物種等	単価(円)(匹/日)
飼育経費	マウス	4.3*
	免疫不全マウス	6.1
	スナネズミ	9
	ハムスター	9
	ラット	13
	免疫不全ラット	18
	モルモット	23
	トリ	40
	ウサギ	101
	ネコ	144
	マーモセット	191
	サル	191
	イヌ	347
	ヤギ	477
	ヒツジ	477
	ブタ	477
		遺伝子実験施設内飼育利用料
検疫費	イヌ	実費(予防接種・鑑札代)
	遺伝子改変マウス等	10,000/系統***
生殖工学費	マウス胚凍結	40,000/系統
	マウス凍結胚保管	2/アンプル/日
	マウス個体復元	50,000/系統
	マウス凍結胚卵割確認	10,000/系統
実験室専有経費		10,000/m <sup>2</sup> /年
入館カード		3,000/枚
入館カード登録手続		500/人/回

\* 1日1匹あたりの単価

\*\* 1日1ケージあたりの単価

\*\*\* 1系統あたり1万円の検疫費は飼育経費とは別途

## 先導生命科学研究支援センター・遺伝子実験施設

### 1. 施設名称

先導生命科学研究支援センター・遺伝子実験施設（ゲノム機能解析分野）

### 2. 研究対象

初期胚、神経幹細胞・神経細胞におけるエピジェネティクスとゲノムインプリンティング解析

### 3. 主な設備

48本キャピラリー型 DNA シークエンサー (ABI 3730)、16本キャピラリー型 DNA シークエンサー (ABI 3130)、4本キャピラリー型 DNA シークエンサー (ABI 3130xl)、リアルタイム DNA 増幅装置 (ABI 7900HT-2)、DNA 自動抽出器 (kurabo PI-80X)、共焦点レーザー顕微鏡 (LSM510META)、蛍光実体顕微鏡 (Leica MZ16F)、生物化学発光測定装置 (IS-8800-5TT)、自動細胞分離装置 (FACSCalibur HG 4 カラー)、自動細胞解析分離分取装置 (セルソーター:BD FACS AriaII)、蛍光・化学発光プレートリーダー (BMG・FLUOstar)、生体分子間相互作用定量装置 (AFFINIXQ)、凍結マイクローム (ライカ・CM1900)、遺伝子導入装置 (GenePulserXcell、NucleofectorDrive) マイクロインジェクションシステム (Nikon 蛍光顕微鏡、Eppendorf マイクロマニピレータ)、分光光度計 (Nanodrop)、一次元電気泳動装置 (GE IPGphor3) 二次元電気泳動装置 (GEDALTsix)、蛍光イメージスキャナー (GE Typhoon 9410)、自動ゲル切り出し装置 (GE Ettan Spot Picker System) 追加機器

### 4. 申込手続

受付担当者 木住野達也 (ゲノム機能解析分野准教授)、下崎康治 (同助教)、斉藤亜佑美 (同研究支援推進員)、小山内花絵 (技能補佐員)、山下智子 (技能補佐員)

- 本施設の利用に係る責任者は、利用登録申請書を施設長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 本施設を利用するには、年度始めに登録手続を行い、入退館磁気カードを取得する必要がある。
- 組換え DNA 実験を行う場合は、予め「長崎大学組換え DNA 実験安全委員会」による審査および許可を受ける必要がある。
- 本施設の設備及び機器の利用に係る経費は、別に定めるところにより利用者の負担とする。

## 産学官連携戦略本部・先端科学支援室 薬学部本部

### 1. 施設名称

産学官連携戦略本部共同研究支援部門先端科学支援室薬学部本部

### 2. 管理責任者

真木 俊英

### 3. 研究対象

無機、有機、及び生物化学の自然科学全般、さらに生命科学の基礎科学から応用科学まで。

### 4. 主な設備

1. 二重収束型質量分析装置：JEOEL JMS-700N
2. 核磁気共鳴装置：Varian NMR System 500PS, UNITY Plus 500, Gemini 300, JEOL AL400
3. 有機微量元素分析装置：パーキンエルマー2400 II
4. 生体高分子X線回析装置：MicroMax007HFMY&R-AXISIV++
5. 分光分析装置：JASCOIR-810 および Shimadzu UV-3100PC
6. 全自動アミノ酸分析装置：JEOEL JLC-500/V2
7. TLC-DART-MS 質量分析装置：JMS-T100TD

### 5. センター設置機器利用法

以下のように二通りの方法がある。

#### 1) センターの職員に測定を依頼する方法

- a) 二重収束型質量分析装置（津田信明技術職員）
- b) 核磁気共鳴装置：Varian UNITY Plus 500（稲田勝博シニアスタッフ）
- c) 有機微量元素分析装置（地福寿史技術職員）
- d) 全自動アミノ酸分析装置（地福寿史技術職員）

#### 2) 研究者自身が測定する方法

- a) 核磁気共鳴装置：Varian Gemini 300, JEOL AL400
- b) TOF-MS：Applied Biosystems Voyager-DE PRO
- c) 生体高分子X線回析装置：MicroMax007HFMY&R-AXISIV++
- d) TLC-DART-MS 質量分析装置：JMS-T100TD

上記四機種 of 機器の使用は職員等が行う講習会を受講し、機器使用許可の取得が必要。

- f) 分光分析装置：JASCOIR-810 および Shimadzu UV-3100PC

### 6. 利用費用について

使用者は測定料金のところ（8）に示す機器使用料を講座経由（運営費、科研費、共同研究費、受託研究費または委任経理金等）で負担する。

### 7. 注意事項

機器の使用に際しては、機器取り扱い責任者の指示に従って下さい。機器を使用した場合、必ず使用名簿に氏名、使用年月日、それに時間を記入して下さい。測定溶媒等は測定者自身で用意して下さい。

## 8. 測定料金

### 二重収束型質量分析装置

1 検体当たり：LR-EI Mas：700 円, HR-EI Mas：1,200 円

LR-FAB Mas：1,000 円, HR-FAB Mas: 1,200 円

核磁気共鳴装置：Varian NMR System 500PS 平成 22 年度中に決定見込

核磁気共鳴装置：Varian UNITY Plus 500

1 検体当たり：2 分以内 (600 円), 10 分以内 (1,100 円), 1 時間以内 (1,600 円),  
6 時間以内 (2,100 円), 6 時間以上 (2,600 円)

核磁気共鳴装置：Gemini 300 MHz, JEOL AL400 MHz

15 分当たり：300MHz：100 円, 400MHz：100 円

### 有機微量元素分析装置

1 検体当たり：1,000 円 (C, H, N 同時分析)

### 分光分析装置

1 検体当たり：IR および UV 各 200 円

### 生体高分子 X 線回析装置

1 時間当たり：100 円

### 全自動アミノ酸分析装置：

1 時間当たり：1000 円

### TLC-DART-MS 質量分析装置：

30 分当たり：100 円

## 9. 機器取扱責任者

1. 二重収束型質量分析装置 (薬)：JEOLJMS-700N

津田信明 (内線 2466), 指導教官：畑山 範 (2426)

2. 核磁気共鳴装置 (薬)：

Varian NMR System 500PS, UNITY Plus 500, Gemini 300, JEOL AL400

稻田勝博 (内線 2467), 指導教官：田中 隆 (2433)

3. 有機微量元素分析装置 (薬)：パーキンエルマー-2400 II

地福寿史 (内線 2468), 指導教官：真木俊英 (2465)

4. 生体高分子 X 線回析装置：MicroMax007HFMY&R-AXISIV++

指導教官：真木俊英 (2465)

5. 分光分析装置 (薬)：JASCOIR-810 および Shimadzu UV-3100PC

指導教官：真木俊英 (2465)

6. 全自動アミノ酸分析装置：JEOEL JLC-500/V2

地福寿史 (内線 2468), 指導教官：真木俊英 (2465)

9. TLC-DART-MS 質量分析装置：JMS-T100TD

地福寿史 (内線 2468), 指導教官：真木俊英 (2465)

## 産学官連携戦略本部・先端科学支援室 医学部分室

### 1. 施設名称

産学官連携戦略本部共同研究支援部門先端科学支援室医学部分室  
(医学部共同利用研究センター(生体分子解析支援部門))

### 2. 管理責任者

下川 功(探索病理学教授)  
下重 美紀(共同利用研究センター准教授)

### 3. 研究対象

生体構成成分(主として核酸および蛋白質)の研究

### 4. 主な設備

調整中

### 5. 申込手続

利用者は使用する機器について、その都度使用申込をし、使用許可を得る必要があります。

申込受付担当者:石橋千秋[内線(病)7090]

位置:医学部基礎棟本館4階(平成25年6月まで予定)

遺伝子実験施設1階(平成25年7月から予定)

### 6. 利用費用について

利用者は別表に示す機器使用料を講座経由(自己収入<交付金対象>または寄付金)で負担して下さい。

## 附属図書館医学分館

### 1 はじめに

附属図書館医学分館は医学部構内(記念講堂横)にあります。この分館は医学・歯学および関連分野の研究と教育のための坂本地区医学系情報センターとしての機能を持つ複合分館として運営されています。

### 2 開館時間と休館日

開館時間 月曜から金曜 : 8:30~22:00  
土日祝日 : 10:00~18:30

休館日: 8月13日~15日, 年末年始(12月28日~1月4日),  
蔵書整理日(3月31日)

臨時に休館することがあります。詳細は図書館のHPで確認して下さい。

<http://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/>

### 3 入館・退館

図書館を利用する時は、正面玄関から入館してください。館内へは入口ゲートで「学生証」を読み取らせてお一人ずつお入りください。

退館する際は出口ゲートを通ってください。

ゲートは自動で開きますが、貸出手続きを行っていない図書館資料を持出すと、警報ブザーが鳴りゲートがロックされて通過できません。手荷物を確認させていただく事になりますのでご注意ください。

### 4 閲覧

- (1) 単行本(図書)は2階閲覧室に、学術雑誌等は1階閲覧室に配架してあります。
- (2) 図書館資料は、所定の場所で閲覧してください。
- (3) 学術雑誌のバックナンバーや発行年の古い図書は書庫に配架しています。  
※閲覧後の資料は必ず元の場所へ戻してください。

### 5 貸出

#### 貸出冊数と期間

冊数: 一人5冊以内、期間: 2週間以内

学生証と借用図書をカウンターへ出してください。図書自動貸出装置でも借りることができます。

貸出更新は予約が無い限り1回までできます。

期日までに返却していない図書が1冊でもあれば新たに借りる事はできません。

図書をなくしたり、汚したりした時は弁償の義務があります。

※並行して中央館、経済学部分館の図書をそれぞれ10冊まで借用できます。

### 6 図書配送サービス

中央図書館(文教地区)、経済学部分館(片淵地区)の図書を、医学分館で取寄せて借りることができます。

### 7 返却

開館時間中はカウンターへお持ちください。閉館時は玄関入口に設置してある返却ポストへ入れてください。

返却が遅れた場合は、その日数分貸出が禁止となります。



## 8 視聴覚資料

医学・歯学関係のビデオ・DVDを約700本所蔵しています。館内のパソコンや視聴ブースでの視聴および館外への貸出が可能です。

## 9 レファレンス・サービス(参考調査業務)

学習・研究・調査等に必要な文献や情報を検索する時に、図書館の職員がお手伝いをいたします。いつでもお気軽にご相談ください。

カウンターへ申し出ていただくか、メールや電話でもお問い合わせを受け付けております。

(受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00)

## 10 情報検索・オンラインデータベース

### ★蔵書検索(OPAC)

<http://opac.lib.nagasaki-u.ac.jp/opac/>

長崎大学に所蔵している図書や雑誌の検索ができます。

### ★電子ブック ※学内限定

<http://www.lib.nagasaki-u.ac.jp/nagasaki-u/ebook/>

和洋の電子ブック600タイトル以上をオンラインで利用できます。

### ★長崎大学で利用できるオンラインデータベース(一部)

MEDLINE	医学・生命科学系で最も重要な文献情報データベース。
CINAHL ※学内限定	看護学や保健関連分野の文献情報データベース。
Cochrane Library ※学内限定	Evidence-Based Medicine実践のためのデータベース。
医中誌Web ※学内限定	国内の医学、歯学、薬学及び関連領域の文献情報データベース。
最新看護索引Web ※学内限定	国内の看護文献データベース。『日本看護学会論文集(電子版)』等の全文データも収録。
JCR: Journal Citation Reports ※学内限定	雑誌別の論文被引用件数検索データベース。ジャーナルのImpact Factorを調査可能。
メディカルオンライン ※学内限定	国内の医歯薬学関連の電子ジャーナルおよび医療機器・くすりのデータベース。
今日の診療WEB版 ※学内限定	『今日の治療指針』『今日の診断指針』など医学書院のレファレンスツール13タイトルをオンラインで利用できます。
EndNoteWeb	Web上で利用できる文献管理ツール。初回登録時のみ学内の端末からアクセスが必要ですが、登録後は、学外からも利用可能。

## 11 電子ジャーナル

長崎大学では約20,000タイトルの電子ジャーナルが利用できます。

### ★ご利用にあたって

電子ジャーナルの利用にあたっては各出版社等の利用条件や著作権法を遵守してください。データの再配布やシステムチックなダウンロードは固く禁止します。

### ★電子ジャーナルリンク集 ※学内限定

<http://bz4pr8vm8t.search.serialssolutions.com/>

雑誌のタイトルやDOI・PMIDで検索可能。

### ★学外からの利用方法

大学が契約している電子ジャーナルは、学内LANに接続した端末からの利用が原則ですが、Elsevier ScienceDirect / Scopus, Wiley Online Library, SpringerLink, EBSCOhost / NetLibrary については、本学の教職員及び学生に限り、学外からも利用することが出来ます。

## 12 学生用パソコン・無線LAN

医学分館では、学生用に学内ネットワークが使用できるパソコンを24台設置しています。プリンターで印刷することもできます（白黒1枚10円、カラー1枚40円）。共用のものですから、長時間の占有や他人に迷惑をかけないようにルールを守って利用してください。

印刷は有料です。（白黒1枚10円、カラー1枚40円）

情報コンセントコーナーや無線LANも使用できますので、自分のノートパソコンやスマートフォンから学内のネットワークを使用することができます。

## 13 他大学図書館の利用

九州地区の他大学図書館を利用する場合は学生証を提示すると利用できます。

その他の地区の国・公・私立大学図書館を利用する場合は紹介状を発行しますので、カウンターへ申し出てください。

## 14 文献複写・図書貸借(有料)

他キャンパスや他大学の図書館から文献のコピーや図書を取寄せることができます。医学分館カウンターでお申し込みください。

## 15 所在地・連絡先等

〒 852-8523 長崎市坂本1-12-4

TEL. 095-819-7014

FAX. 095-819-7016

E-mail [medinfo@lb.nagasaki-u.ac.jp](mailto:medinfo@lb.nagasaki-u.ac.jp)

ホームページ <http://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/>